

令和4年度版

監査年報

静岡県監査委員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和4年度に実施した定期監査、随時監査、臨時監査、決算審査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和6年3月

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

目 次

第1 令和4年度監査の概要	
1 令和4年度の監査の基本方針	1
2 令和4年度の監査等の種類及び実施状況	2
3 監査委員の状況	8
4 令和4年度の監査委員事務局の組織	9
第2 令和4年度の監査結果	
1 令和4年度の監査実施状況	10
(1) 令和4年度の指摘等の状況一覧	
2 定期監査	14
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3 随時監査・臨時監査	36
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4 行政監査	40
5 財政的援助団体等の監査	42
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
6 決算審査及び基金運用状況審査	47
(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7 健全化判断比率等審査	55
(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8 内部統制評価報告書の審査	58
9 例月出納検査	60
10 住民監査請求に基づく監査	61
11 令和4年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報掲載）	62
(1) 定期監査	
第3 年度別の指摘等の状況一覧	74
第4 監査業務のアウトソーシング	
1 令和4年度の監査実施状況	78
2 令和4年度の指摘等の状況	78

第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	79
2	監査実施状況	80
3	監査結果	83
4	年度別の実施状況	86
第6	監査の情報提供	87
資料	監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは	88

第1 令和4年度監査の概要

1 令和4年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 経済性、効率性及び有効性に視点を置いた監査（以下、「3E監査」という。）を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 税収不足の状況下において、3E監査の視点を活用し、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する。
- (5) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項及び内部統制の評価により顕在化したリスクの高い事項について、重点的に監査する。
- (6) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (7) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (8) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和4年度の監査等の種類及び実施状況

令和4年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）	
財務監査	定期監査	財務会計監査	予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性等について実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所	
		工事技術監査	工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。		
		公営企業の経営に係る事業の管理監査	事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。		
行政監査	事務事業監査	法第199条第2項	県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）	
財務監査	随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査			
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条第2項	定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査		法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか等について実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体	

(注) 法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績	令和4年												令和5年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象476箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・予備監査 (職員、公認会計士) ・本監査(監査委員) ・監査結果報告、 公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (注) 以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。 </div>	<p style="text-align: center;">出先機関監査</p> <p style="text-align: center;">本庁監査</p>														
必要があると認める とき。	監査対象20箇所	3月 ↔														
	監査対象2箇所	9~11月 ↔														
必要があると認める とき。	令和4年度は実績な し															
必要があると認める とき。	監査対象44団体	<p style="text-align: center;">財政的援助団体等の監査</p>														

< 監査等の種類 >

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象 (機関等)
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
内部統制評価報告書の審査	法第150条第5項	知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。	内部統制評価報告書
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の2第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事による要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事による要求監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和4年												令和5年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/22 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/22 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/10 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	・8/1 審査依頼 ・9/13 監査委員協議会 ・9/16 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	←————→ 例月出納検査 （毎月25日から月末まで）														
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 令和4年度は実績なし															
請求や要求があったとき。	令和4年度は実績なし															

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第12項</p> <p>法第233条第4項、公企法第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第150条第5項</p> <p>法第242条第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和4年										令和5年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎年	<ul style="list-style-type: none"> 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 監査補助者の協議、告示 外部監査人への協力 監査結果の公表 前年度監査結果等に対する措置状況の公表 前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表 	5~6月 補助者の協議、告示										1月	3月	次年度包括外部監査契約締結の際の意見 (注2)	監査結果の公表	
請求や要求があったとき。	令和4年度は実績なし	4月 前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表										10月	11月	3月	前年度監査結果等に対する措置状況の公表	

(注2) 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	令和4年										令和5年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年5回	6月			9月			11月			2月3月			
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。 健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	(決算等審査) 8月 (健全化判断比率等審査) 8月	8月												
内部統制評価報告書の審査意見の決定のとき。	9月	9月												
住民監査請求の結果の決定のとき。	令和4年度は実績なし													
監査委員協議会終了後	年5回	(注3) 6月(6月) 9月(10月) 12月(12月) 2月(3月) 3月(3月)												
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年4回	7月 8月 10月 (注4)										2月 3月		
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →												
—	[監査年報の発行] 1月											1月		

(注3) 監査結果を県議会や知事等に報告した月です。()は県公報により公表された月です。

(注4) 令和4年3月(2回)に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和4年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	森 裕	R2.4.1～R6.3.31	委員就任 R2.4.1～ 代表就任 R2.11.1～
識見	常勤	渡邊 芳文	R2.11.1～R6.10.31	
議員	非常勤	鈴木 澄美	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による
議員	非常勤	佐地 茂人	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による
議員	非常勤	渡瀬 典幸	R3.5.20～R4.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	大石 哲司	R3.5.20～R4.5.19	終期は委員の辞職による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

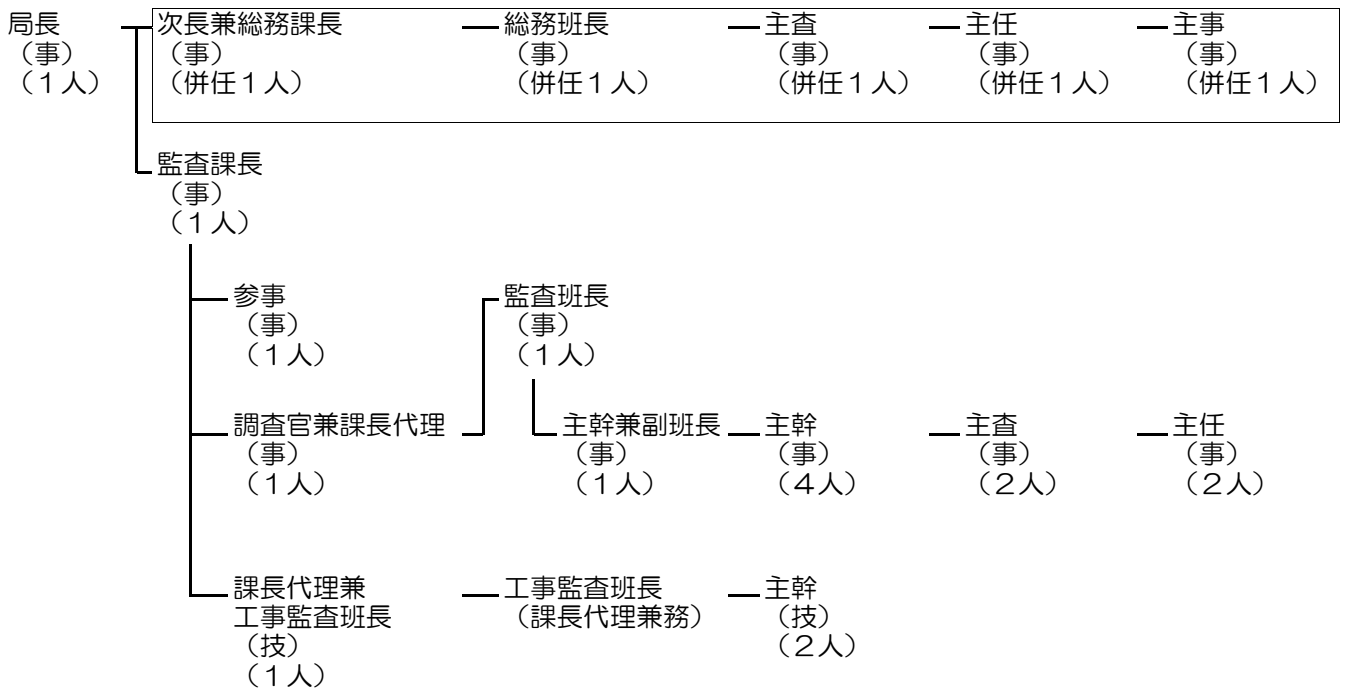
(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

4 令和4年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図（令和4年4月1日時点） [条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



※会計年度任用職員1人

(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 財務監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 臨時監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 令和4年度の監査結果

1 令和4年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 222箇所	本 庁 令和3年度 出先機関 令和3年度及び 令和4年度期 中	14 ※ 行政監査に ついては 40
		出先機関 254箇所		
		合 計 476箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 20箇所	令和3年度及び令和 4年度期中	36
		うち抜き打ち分 20箇所		
		工事技術監査 2箇所		
		合 計 22箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 0箇所	令和3年度及び令和 4年度期中	36
		出先機関 0箇所		
		合 計 0箇所		
財政的援助団体 等の監査		44団体	令和3年度	42
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和3年度	47
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和3年度	53
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和3年度	55
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和3年度	58
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	60

住民監査請求に基づく監査	令和4年度は実績なし		61
--------------	------------	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	産業の振興に関する施策の財務事務の執行について	令和3年度（原則）	79

（注）令和4年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和4年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	253	43	42	3	1	6	10	6	3	7	16			16	16
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	129	7	10				0		1	4	5			5	5
	警察本部、警察署	74	1	1				0			1	1				0
	小計	476	51	53	3	1	6	10	6	4	12	22	0	0	21	21
随時監査		22	1	1				0				0		1		1
臨時監査		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		44		0				0				0				0
計（A）（注2）		542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22	0	1	21	22
令和3年度監査実績（B）（注2）		544	54	52	4		5	9	11		9	20			23	23
増減（A-B）		△2	△2	2	△1	1	1	1	△5	4	3	2	0	1	△2	△1

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（88ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件（令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
9	4	29	42
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	1	9	10
0	0	1	1
9	5	39	53
0	1	0	1
0	0	0	0
0	0	0	0
9	6	39	54
15	0	37	52
△6	6	2	2

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	6	1		3	4
危機管理部	2			2	2
経営管理部	4	2		2	4
くらし・環境部	1			1	1
スポーツ・文化観光部	3	2		1	3
健康福祉部	9			8	8
経済産業部	9	1	1	7	9
交通基盤部	9	3	3	5	11
出納局					0
計(C)	43	9	4	29	42
令和3年度 監査実績(D)	39	13		27	40
増減 (C-D)	4	△4	4	2	2

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（476箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和4年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部署の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

施設の維持管理、公舎の共同利用、高校のICT化の取組状況、夜間高校における給食の実施方法等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和4年度						令和3年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託		書面 委託
知事部局	147	[93]	106	(59) [40]	253	(59) [133]	145	[53]	109	(76) [54]	254	(76) [107]	Δ 1	(Δ17) [26]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5	[5]			5	(0) [5]	5				5	(0) [0]	0	(0) [5]
各種委員会 事務局	9	[7]			9	(0) [7]	9	[4]			9	(0) [4]	0	(0) [3]
教育委員会 事務局、 教育機関	11		118	(93) [73]	129	(93) [73]	10	[10]	118	(93) [49]	128	(93) [59]	1	(0) [14]
警察本部、 警察署	46		28	(21) [13]	74	(21) [13]	46	[46]	28	(18) [14]	74	(18) [60]	0	(3) [Δ 47]
計	222	(0) [109]	254	(174) [127]	476	(174) [236]	219	(0) [117]	257	(188) [118]	476	(188) [235]	0	(Δ14) [1]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数() 書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([] 書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和4年度								令和3年度								増減 (A-B)	
	本庁		出先機関		計 (A)	本庁		出先機関		計 (B)	書面 委託							
	書面 委託	かい	書面 委託	その他		書面 委託	書面 委託	かい	書面 委託		その他	書面 委託	書面 委託	書面 委託	書面 委託			
知事直轄 組織	11 [11]		2 [1]	(1)		13 [12]	(1)	11 [11]		2 [1]	(1)		13 [11]	(1)	0 [11]	(0)		
危機管理部	6 [6]		2 [1]	(1)		8 [7]	(1)	6 [6]		2 [1]	(2)		8 [1]	(2)	0 [6]	(Δ1)		
経営管理部	11 [11]		12 [4]	(8)	1 [1]	24 [15]	(8)	10 [10]		12 [6]	(7)	1 [1]	23 [7]	(8)	1 [8]	(0)		
くらし・ 環境部	17 [17]		4 [1]	(3)	4 [1]	25 [2]	(5)	16 [16]		4 [3]	(2)	4 [3]	24 [22]	(5)	1 [20]	(0)		
スポーツ・ 文化観光部	16 [16]		4 [3]	(3)		20 [0]	(3)	16 [16]		4 [3]	(2)		20 [19]	(2)	0 [19]	(1)		
健康福祉部	21 [21]		15 [5]	(6)	18 [12]	54 [17]	(7)	21 [21]		15 [7]	(11)	18 [6]	54 [34]	(29)	0 [17]	(Δ22)		
経済産業部	31 [31]		26 [10]	(16)	6 [1]	63 [42]	(18)	31 [31]		29 [12]	(21)	6 [4]	66 [16]	(26)	Δ 3 [26]	(Δ8)		
交通基盤部	29 [29]		12 [4]	(1)		41 [33]	(1)	29 [29]		12 [7]	(3)		41 [7]	(3)	0 [26]	(Δ2)		
出納局	5 [5]					5 [5]	(0)	5 [5]					5 [0]	(0)	0 [5]	(0)		
企業局	3 [3]		2 [1]	(1)		5 [4]	(1)	3 [3]		2 [1]	(1)		5 [4]	(1)	0 [0]	(0)		
がん センター局	1 [1]					1 [1]	(0)	1 [1]					1 [1]	(0)	0 [0]	(0)		
議会事務局	5 [5]					5 [5]	(0)	5 [5]					5 [0]	(0)	0 [5]	(0)		
各種委員会 事務局	9 [7]					9 [7]	(0)	9 [4]					9 [4]	(0)	0 [3]	(0)		
教育委員会 事務局、 教育機関	11 [10]		118 [73]	(93)		129 [73]	(93)	10 [10]		118 [49]	(93)		128 [59]	(93)	1 [14]	(0)		
警察本部、 警察署	46 [46]		28 [13]	(21)		74 [13]	(21)	46 [46]		28 [14]	(18)		74 [60]	(18)	0 [47]	(3)		
計	222 [109]	(0)	225 [113]	(154)	29 [14]	476 [236]	(159)	219 [117]	(0)	228 [104]	(161)	29 [14]	476 [235]	(188)	0 [1]	(Δ29)		

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	476箇所
指摘等の箇所数	51箇所 (10.7%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	6		9
工事技術	1	4		5
事務事業	6	12	21	39
計	10	22	21	53

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(88ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の件数は81件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(19ページから34ページ)のとおり)

(ア) 指摘(10件)

a 財務会計(3件)

(a) 収入関係(1件)

- ・ 不動産取得税の課税誤り(下田財務事務所)

(b) 契約関係(1件)

- ・ 建設工事の不適切な契約手続(浜松土木事務所)

(c) 財産関係(1件)

- ・ 生乳の誤廃棄(同種事案の再発)(畜産技術研究所)

b 工事技術関係(1件)

- ・ 建設工事等における不適切な事務処理(下田土木事務所)

c 事務事業(6件)

- ・ 要配慮個人情報の流出(東部健康福祉センター)

- ・ 要配慮個人情報の流出(中部健康福祉センター)

- ・ 不適切な個人情報の取扱い及び流出(吉原林間学園)

- ・ 特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理(障害者支援局障害福祉課)

- ・ 薬剤師免許証の紛失(生活衛生局薬事課)

- ・ 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い(森林・林業研究センター)

(イ) 注意(22件)

a 財務会計(6件)

(a) 収入関係(2件)

- ・ 海岸占用料の算定誤り(熱海土木事務所)

- 河川占用料の不適切な徴収（浜松土木事務所）
- (b) 支出関係（1件）
 - 物品購入代金の支払遅延（行政経営局健康指導課）
- (c) 契約関係（1件）
 - 業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務（埋蔵文化財センター）
- (d) 財産関係（2件）
 - 物品台帳の未作成（富士山世界遺産センター）
 - モバイルパソコンの不適切な管理（デジタル戦略局電子県庁課）
- b 工事技術関係（4件）
 - 建設工事の不適切な工事計画（島田土木事務所）
 - 建設工事における不適切な設計（熱海高等学校）
 - 建設工事における不適切な監督・検査業務（浜松工業技術支援センター）
 - 建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発（島田土木事務所）
- c 事務事業（12件）
 - 社会生活基本調査票の紛失（デジタル戦略局統計調査課）
 - 不適切な個人情報の取扱い（産業革新局マーケティング課）
 - 会計書類の紛失（中央図書館）
 - 交通反則切符の紛失（静岡中央警察署）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同種事案の発生）（中央図書館）
 - 会計年度任用職員報酬の有給休暇に係る不適切な事務手続（焼津水産高等学校）
 - 技能検定合格証書の誤発行（就業支援局職業能力開発課）
 - 農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理（農業局農業ビジネス課）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（沼津土木事務所）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（島田土木事務所）
 - 不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り（静岡財務事務所）
 - 教員による生徒への体罰行為の発生（機関名非公表）
- (㊦) 意見（21件）
 - a 事務事業（21件）
 - 静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用（知事直轄組織総務課、政策推進局総合政策課、財政課）
 - オープンデータの利活用の推進（デジタル戦略局データ活用推進課）
 - 地震・津波対策等減災交付金の取組の推進（危機政策課）
 - 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及（危機情報課）
 - 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行（行政経営局人事課）
 - 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行（教育総務課）
 - しずおかスマートオフィス実践プランの推進（環境局環境政策課）
 - 観光デジタル情報プラットフォームの利活用（観光交流局観光政策課）
 - 介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用（福祉長寿局介護保険課、健康局国民健康保険課）
 - 看護師確保対策の取組（医療局地域医療課）

- 個人情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底（健康福祉部政策管理局総務課）
- 県内企業の国際化支援（商工業局企業立地推進課）
- 森林整備の促進（森林・林業局森林計画課）
- 県産水産物の流通拡大の取組（水産・海洋局水産振興課）
- 建設工事等の安全対策の取組（建設経済局工事検査課）
- 水災害における総合的な対策の推進（河川砂防局河川企画課、土木防災課）
- 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善（港湾局漁港整備課）
- 障害者雇用の推進（教育総務課）
- 不祥事根絶に向けた取組（教育総務課）
- 学校維持管理費等の適正な執行（高校教育課）
- 運動部活動の効率的・効果的な実施（健康体育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和4年度に指摘等（53件）を行った51機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（10件）を行った10機関の改善措置状況は、62ページから72ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘 10 件

(1) 財務会計 3 件

ア 収入関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税 32 件において、誤って 10,313,000 円を過大に課税した。

イ 契約関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
浜松土木事務所	指摘	件名	建設工事の不適切な契約手続
		内容	浜松土木事務所は、令和4年度に工事の入札を執行した制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準を明示していなかったにもかかわらず、随意契約に移行し契約を締結した。さらに、最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴して、契約を締結していた。

ウ 財産関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
畜産技術研究所	指摘	件名	生乳の誤廃棄（同種事案の再発）
		内容	畜産技術研究所は、令和4年1月19日に、職員が集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことに気が付かず乳牛の搾乳作業を行い、搾乳した生乳約 800kg（7万8千円相当）を貯乳できずに廃棄してしまった。同所においては、前回の監査で同種の事案が発生したことから「注意」として監査結果を出して再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びつかなかった。

(2) 工事技術関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事等における不適切な事務処理
		内容	下田土木事務所は、平成 29 年度及び 30 年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計 1,216 万円を過大に支出した。

(3) 事務事業 6 件

監査箇所	区分	概要	
東 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者1人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校493校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年9月に、新型コロナウイルス感染症患者3人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナ療養者支援センターにFAX送信する際、誤って薬局1店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>
中 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した</p>
吉 原 林 間 学 園	指摘	件名	不適切な個人情報の取扱い及び流出
		内容	<p>吉原林間学園は、静岡県情報セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。</p> <p>流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。</p>
障 害 者 支 援 局 障 害 福 祉 課	指摘	件名	特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理
		内容	<p>障害者支援局障害福祉課は、特別児童扶養手当の事務処理において、市町を経由して提出された認定請求1件について、事務担当者が受付簿に記載すること無く384日放置した。</p> <p>また、同手当の資格喪失の事務処理において、市町を経由して提出された資格喪失届1件について、受付簿に記載すること無く、217日放置した。この結果、受給資格を失った者に対し7か月分の手当（244,790円）を誤支給した。</p>

生活衛生局 薬事課	指摘	件名	薬剤師免許証の紛失
		内容	生活衛生局薬事課は、厚生労働省から送付された薬剤師免許証2件（書換交付1件、再交付1件）を、申請者に交付するため東部健康福祉センターへ送付した際に紛失した。
農林技術研究所森林・林業研究センター	指摘	件名	無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
		内容	農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。 無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。

2 注意 22 件

(1) 財務会計 6 件

ア 収入関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
熱海土木事務所	注意	件名	海岸占用料の算定誤り
		内容	熱海土木事務所は、平成 27 年度から令和 2 年度までの間、海岸占用料の算定を誤り、徴収不足 10 件 426,020 円が発生した。
浜松土木事務所	注意	件名	河川占用料の不適切な徴収
		内容	浜松土木事務所は、平成 27 年度から令和 3 年度までの間、河川占用料の徴収において、減免制度の適用を誤り、過徴収 71,200 円が発生した

イ 支出関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 行政経営局 健康指導課	注意	件名	物品購入代金の支払遅延
		件名	経営管理部行政経営局健康指導課は、令和 3 年度に購入した研修用テキスト代 118,360 円の支払について、請求書受理日から 15 日以内に支払う必要があったが 128 日遅延し、令和 4 年度に行った。

ウ 契約関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
埋 蔵 文 化 財 センター	注意	件名	業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務
		件名	埋蔵文化財センターは、令和3年度に実施したアスベスト他含有調査業務委託において、アスベスト定性分析と定量分析が一体となった設計単価で契約した。そのため、定性分析を実施した5検体のうち、不検出となった4検体の定量分析を実施しなかったにもかかわらず、減額の変更契約を行わなかった。 また、契約書に設計書が添付されていなかった。

エ 財産関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
富 士 山 世 界 遺 産 セ ン ター	注意	件名	物品台帳の未作成
		内容	富士山世界遺産センターは、令和2年度及び3年度の業務委託により取得した富士山ライブカメラの物品台帳を作成していなかった。 同センターは令和3年6月の物品事務指導検査において、平成29年度委託業務の成果品として取得した物品の台帳作成が遅延していたとして注意を受けていたが、これが改善に結びついていなかった。
デ ジ タ ル 戦 略 局 電 子 県 庁 課	注意	件名	モバイルパソコンの不適切な管理
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、職員への配付を行うための作業に伴いモバイルパソコン520台を中遠総合庁舎東館4階会議室で保管していたが、令和3年8月30日から9月7日までの間に、うち2台を紛失した。

(2) 工事技術関係 4 件

監査箇所	区分	概要	
島 田 土 木 事 務 所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	島田土木事務所は、令和3年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。
熱 海 高 等 学 校	注意	件名	建設工事における不適切な設計
		内容	熱海高等学校は、令和3年度に実施したフェンス更新工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い、これに基づき施工した。
浜 松 工 業 技 術 支 援 セ ン ター	注意	件名	建設工事における不適切な監督・検査業務
		内容	浜松工業技術支援センターは、令和3年度に実施した空調設備更新工事において、監督・検査業務が適切でなく、特記仕様書に明示した耐震支持が施工されていないことに気が付かないまま、完成検査で合格としていた。

監査箇所	区分	概要	
島田土木事務所	注意	件名	建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
		内容	島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所で、同一の施工業者による死亡事故が発生した。

(3) 事務事業 12 件

監査箇所	区分	概要	
デジタル戦略局統計調査課	注意	件名	社会生活基本調査票の紛失
		内容	デジタル戦略局統計調査課は、令和3年10月18日に社会生活基本調査の調査世帯から提出された回答記入済みの社会生活基本調査に係る調査票1世帯分(2部)を紛失した。
産業革新局マーケティング課	注意	件名	不適切な個人情報の取扱い
		内容	産業革新局マーケティング課から令和3年度に「食の都しずおかフェア」企画運営業務を受託した業者及び4年度に「食の都しずおかレストランフェア」企画運営業務を受託した別の業者が参加者に事務連絡のメールを一斉送信した際、受信者全員に他の受信者のメールアドレスを流出させた。 また、産業革新局マーケティング課は、「新商品セレクション」の過去の全受賞商品の公開データを一応募者に送付する際に、非公表の個人情報が含まれていることに気が付かずメール送信した。
中央図書館	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日に郵便局に納付した際に発行された静岡県取扱店収納票兼払込受領証1通を紛失した。
静岡中央警察署	注意	件名	交通反則切符の紛失
		内容	静岡中央警察署の警察官は、交通違反の取締りの際、1件(5枚綴りのうちの4枚)の交通反則切符を紛失した。
中央図書館	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り(同種事案の発生)
		内容	中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。
焼津水産高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続
		内容	焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていなかった。 また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。 このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。

監査箇所	区分	概要	
就業支援局 職業能力開発課	注意	件名	技能検定合格証書の誤発行
		内容	就業支援局職業能力開発課は、令和2年度後期技能検定合格者に令和3年3月19日付けで合格証書を交付すべきところ、誤って令和3年5月20日付けで交付した。正しい合格証書の送付及び誤った合格証書の回収のため、令和3年度に196,594円の郵送料が発生した。
農業局農業 ビジネス課	注意	件名	農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理
		内容	農業局農業ビジネス課は、令和3年度の農業者の農業経営改善計画の認定事務において、受け付けた75件全ての申請について事務処理を遅延させたことから、決裁日、認定日の不適切な遡及処理を行った。そのうち62件については、決裁後も放置したことから認定書の送付が著しく遅延した。
沼津土木事 務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	沼津土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件19,900円の収入欠損が発生した。
島田土木事 務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。
静岡財務事 務所	注意	件名	不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り
		内容	静岡財務事務所は、令和3年度及び4年度に、不動産取得税の買取再販（土地）に係る減額制度の適用を8件（3者）誤り、計832,500円の追加徴収が発生させた。
機関名非公 表	注意	件名	教員による生徒への体罰行為等の発生
		内容	県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期にわたり体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。

3 意見 21 件

(1) 事務事業 21 件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 総務課、 政策推進局 総合政策課、 財政課	意見	件名	静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用
		内容	<p>静岡県ふじのくにづくり推進基金については、令和4年度から令和7年度までの4年間に於いて総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」を推進するための財源として、令和3年度末に100億円が積み増された結果、令和4年度以降の事業に充当するため100億414万円余が基金に造成され、その全額が預金により運用されています。この基金は令和7年度にかけて計画的に事業に充当されることになっていますが、基金の一部については、すぐに取り崩して事業に充当することが予定されていません。よって、本基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>本基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、本事業に活用できる資金が増大することになります。令和7年度までの本基金の活用見込みをより精査し、当年度の事業に充当しない基金を債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>
知事直轄組織 デジタル戦略局 データ活用推進課	意見	件名	オープンデータの利活用の推進
		内容	<p>オープンデータの利活用を推進するため、平成25年度にオープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、平成30年には利用者の利便性を向上させるため、複数データの一括ダウンロードや、API連携により企業等が運営するシステムが自動でデータを定期的にダウンロードできるようにリニューアルしています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数やダウンロード数は年々増加しており、利用は進んでいると思われませんが、国の示す推奨データセットの公開数は目標を大きく下回っている状況にあります。</p> <p>今後、県民の行政参画・官民協働の推進を通じて、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が促進されるよう、県民がオープンデータを利用しやすい環境の整備に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、「静岡県オープンデータ作成の手引」を作成し、研修会等を実施していますが、今後、さらに関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充し、オープンデータの利活用を推進するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
危機管理部 危機政策課	意見	件名	地震・津波対策等減災交付金の取組の推進
		内容	<p>地震・津波対策等減災交付金は、交付要綱に基づき市町が定めた令和元年度から4年度までの四箇年計画による対策事業や資材の整備等の取組に対する財政支援を行うもので、交付金の効果把握として、3つの統一的成果指標すべてを100%とすることを目指しています。</p> <p>指標に関して、令和3年度末の時点で、①津波避難施設空白域の解消率については、基準年である平成30年度の91.6%から6.5ポイント上昇し98.1%とほぼ100%に近いエリアをカバーできていますが、②避難所の安全対策完了率は、88.3%から5.7ポイント上昇したものの94.0%、③被災者生活支援訓練実施率は、11.4%から14.3ポイント上昇したものの25.7%にとどまり、26市町では未実施の状況で、令和4年度までにすべての指標を100%とすることは大変厳しい状況です。</p> <p>このような状況にもかかわらず、令和3年度は30億円の当初予算に対して、市町で交付金を活用する事業予算の確保ができなかったこと等により、10億円の減額補正が生じています。特に、3つの指標に関連する事業については、当初予算の約半分にまで減額補正されていて、交付金制度が活かされているとは言えない状況です。</p> <p>なぜ計画の目標達成が厳しいにもかかわらず交付金が活用されないのか、県は市町にヒアリング等を行い、その原因や課題を把握し、今後の交付金制度のあり方について検討してください。</p>
危機管理部 危機情報課	意見	件名	静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及
		内容	<p>令和元年度に運用開始した静岡県防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進を支援するもので、令和2年度には、外国人県民への防災情報の発信強化のために多言語化（11言語）したほか、地域の災害対応力の向上や避難所での新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための3つの機能として、地域防災力見える化システム、防災モニター及び非接触型避難所運営支援を新たに追加しています。</p> <p>令和3年度は、アプリ普及のため、出前講座やパンフレットなどによる広報・啓発の事業等を実施したことで、ダウンロード数は20万件を超えていますが、追加した3つの機能については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市町での自主防災組織会長の会合や訓練等が中止になったことで、市町や自主防災組織での活用をあまり進めることができませんでした。</p> <p>更なる地域防災力強化のため、令和3年3月には、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」において、2022年度末までに、アプリ機能を活用した自主防災組織の防災力の向上に取り組む市町数100%を目指すという具体的なアクションが追加されていることから、今後は避難所運営訓練等を通じ、全市町への浸透を図ってください。</p> <p>また、アプリの利用者を対象としたアンケートを実施して、機能の見直しや追加を行うことで利用者の利便性を高めるとともに、県民へのさらなる普及に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 行政経営局 人事課 教育委員会 事務局 教育総務課	意見	件名	会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行
		内容	<p>会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成 30 年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の 3 年間で計 41 件（知事部局 23 件、教育委員会 18 件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>
暮らし・環境部 環境局 環境政策課	意見	件名	しずおかスマートオフィス実践プランの推進
		内容	<p>「しずおかスマートオフィス実践プラン」は、地球温暖化対策推進法第 21 条の規定による地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業編に位置付けられる計画で、県の全施設における事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2030 年度までに 2013 年度比で 40% 削減することを目標としていますが、2020 年度の実績（2021 年度実績は令和 4 年 11 月公表予定）では、基準年である 2013 年度比で 29.1%削減していて、2022 年度までの中間目標である 28.5%削減を 2 年前倒しで達成できており、現時点で計画は着実に進捗しています。</p> <p>しかし、これまでの事業部門別削減率では、下水道部門は 73.4%、水道部門は 36.9%と大きく進捗している一方、警察部門 5.8%、病院部門 6.1%、教育部門 8.4%、事務部門 11.5%と、部門により状況が異なります。</p> <p>そのため、より具体的な取組について部門毎に再確認を行い、目標達成に向けた関係部局間の一層の緊密な連携の下、更なる推進に取り組んでください。</p> <p>さらに、令和 3 年 10 月の閣議決定により、国の事務事業編に当たる「政府実行計画」の温室効果ガス排出の削減目標が 40%から 50%に引き上げられていることについては、早急に県計画の適切な見直しを行うとともに、地球温暖化対策推進法第 22 条の 12 の規定による市町への支援にも努めてください。</p> <p>今後も引き続き、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことで、県民、事業者、市町等の主体的な取組の促進を図ってください。</p>

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課	意見	件名	観光デジタル情報プラットフォームの利活用
		内容	<p>観光分野のデジタルトランスフォーメーションを推進する中で、データ集積、データ分析、分析データの活用等の機能を持った観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築し、運用を開始しています。</p> <p>令和3年度には、ウェブサイトとの連携を可能とするため、県有施設のウェブサイトの改修を行ったほか、県内市町、観光協会等（以下「市町等」という。）のウェブサイトについて連携のための改修費用を補助する制度を創設し推進を図ったところですが、市町等からの補助金申請の実績がなく、市町等においては事業が進捗していないことから、事業効果は不十分な状況となっています。データサイエンティストによるデータ分析の実例を示し、データ連携のメリットを解説するセミナーの開催などの取組を行っておりますが、市町等にデータ連携を促すため、補助金申請がないことの詳細に把握した上で、地域等を特定したモデル事業での実証などにより、データ連携における課題を改めて分析するとともに、得られた成果を市町等に具体的に示したり、IT関連の技術者が不足している市町等に対しては、県による技術的サポートを提供したりするなどして、市町等が取り組みやすい環境づくりに努め、基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得しながら、利用者や所在地に応じた最適な観光情報を提供することを目的とした観光情報アプリ「TIPS」を令和3年3月から一般にリリースしています。令和3年度には、足跡機能やクーポン機能の追加、地域情報記事の掲載等の改修による機能の充実を図ったところですが、新型コロナウイルス感染症のまん延等の状況があり、積極的な広報や機能の実証実験の実施には至らず、ダウンロード数は令和3年度末時点で約3,200件となっており、令和7年度末までに累計5万件という目標ダウンロード数と比べると増加状況は不十分でした。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要ですので、ウィズコロナを前提に、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に継続して取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 健康局 国民健康保 険課	意見	件名	介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用
		内容	<p>健康福祉部が管理する介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金は、令和3年度においては、全額が預金で運用されています。</p> <p>一方、令和2年度末時点のこれら3基金の残高は、それぞれ、介護保険財政安定化基金が23億4,636万円余、後期高齢者医療財政安定化基金が36億8,724万円余、国民健康保険財政安定化基金が73億6,967万円余となっていますが、各基金の一部については、すぐに取り崩して市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に充てることが予定されていません。よって、これらの基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>実際に債券運用を開始した地域医療介護総合確保基金では、厚生労働省が定めた管理運営要領により基金の運用について、①国債、地方債等、②預金の順番としています。</p> <p>これら3基金は、市町等の保険者における突発的な財政不足への対応を目的としており、必要時における基金取崩しの緊急性が高いことなどから、債券による運用を行っていないとのことですが、近年では、基金からの市町等の保険者の財源不足に関する貸付実績も交付実績も全くなく、また、コロナ禍においても、市町等において保険給付費や保険料の適切な見込額の算定等を行ったことなどにより、市町等の保険者において財源不足が生じることはありませんでした。</p> <p>突発的な事象に対してすぐに現金化できる資金を一定額保有しておくことの重要性は理解しますが、基金を取り崩す必要が近年生じていない事実や基金取崩しの予定が現時点で具体的に存在していないことを踏まえれば、今後高齢化が加速する我が県において、運用益は重要な財源になることは間違いありませんので、積極的に運用益を確保しておくことは非常に重要なことです。</p> <p>これら3基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に活用できる資金が増大することになります。したがって、これら3基金について、それぞれ市町等への貸付けや交付が必要となった場合に当年度にいくらの取崩しが必要になるかなどを試算をした上で、当年度に充当しない基金は債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 医療局 地域医療課	意見	件名	看護師確保対策の取組
		内容	<p>県では、看護師確保対策として、「養给力強化」、「離職防止・定着促進」、「再就業支援」、「看護の質の向上」の4本柱を中心に進めており、結果として令和2年度の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）の数は約43,200人で2年前よりも1,200人ほど増加しています。しかしながら、国による看護職員需給推計では、本県の2025年度時点の看護職員需要47,046人に対し、3,450人不足し、充足率は92.7%となっており、2025年度までは不足が続くと見込まれています。</p> <p>特に、看護師不足に対応するためには、3年制の専門学校の入学者の増員や、卒業生全員が国家試験に合格するよう支援していくことが重要です。4年制大学に進学する学生が多い中、今後の看護専門学校のあり方を検討する必要がありますが、まずは入学者の確保の促進や国家試験の合格率向上の取組を強化するなど、できるだけ新規の看護師を増やし、総数の底上げに取り組むことが必要です。</p> <p>また、看護の現場がどの程度厳しい職場環境であるのかをきめ細かく実態調査したうえで、離職理由について、新人看護職員研修を通じたフォローアップや、ひとり一人の立場に立った話し合い、現場環境の改善に向けた検討がなされる必要があります。</p> <p>現在の新型コロナウイルス感染症が収まらない状況もあり、看護師の確保は喫緊の課題でもあることから、現場の医療機関や看護協会との調整なども含め、将来に向けてさらに有効な対策を検討してください。</p>
健康福祉部 政策管理局 総務課	意見	件名	個人情報情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底
		内容	<p>新型コロナウイルス感染症に係る患者の個人情報情報の誤送信・誤送付について、令和3年度に健康福祉センターで発生した後も、令和4年4月以降、立て続けに3件発生しました。</p> <p>これらの誤りは、新任者による初めての業務に対して、前任者からの引継が不十分だったことが原因です。</p> <p>また、個人情報は慎重に取り扱われなければならないものでありますが、健康福祉部は、新型コロナウイルス感染症に限らず、個人情報情報の取扱いが多い部であり、関係する職員数も多いことから、誤りが発生する可能性は高いと考えます。そのため、このような事案が繰り返し起きないように、発生事例に係る原因と再発防止策を健康福祉センターをはじめ部全体に周知すべきと考えます。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、部全体での再発防止の徹底に取り組んでください。</p>
経済産業部 商工業局 企業立地推進課	意見	件名	県内企業の国際化支援
		内容	<p>県内企業の貿易の振興と国際化の推進を支援するため、昭和34年度から「県内企業国際化支援事業」に取り組み、令和3年度は国際ビジネス相談窓口の常設や、多様な「国際ビジネス事情講座」の開催、県内企業の海外販路開拓に関する経費を助成する「海外市場開拓支援事業」などを行う公益社団法人静岡県国際経済振興会に助成しています。</p> <p>本事業は、国際化推進等の導入部に当たる事業であり、年度ごとの相談件数や講座受講者数、海外市場開拓支援事業においては個々の事業者の採択後の成果の把握等を公益社団法人静岡県国際経済振興会が行っていますが、県として、長期にわたるこれらの取組が、県内企業に寄与した効果の把握がされていません。</p> <p>県は、公益社団法人静岡県国際経済振興会の窓口としての機能を活用し、静岡県海外展開支援ネットワークの連携による成果を確認するとともに、本事業における業種別・事業規模別などの累積的・長期的な効果を把握し、明らかにするよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経済産業部 森林・林業局 森林計画課	意見	件名	森林整備の促進
		内容	<p>「森林（もり）づくり県民税」を財源にした「森の力再生事業」は、公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備に取り組み、令和3年度は第2期計画の6年目となり、計画面積の58%の整備を実施しおおむね順調に進捗しています。</p> <p>近年の集中豪雨の頻発により山地災害のリスクは高まっており、下流域における流木も多く発生していることから、荒廃の進行や拡大の実態を確認し、適切に事業を実施することが必要です。</p> <p>一方で、市町は令和元年度から「森林環境譲与税」を財源に、景観に配慮した伐採等、地域の实情に応じた森林整備を行っています。</p> <p>荒廃森林の整備を喫緊に行うためには、県は「森の力再生事業」を遂行し、市町は森林環境譲与税配分額を有効活用した整備を実施するなど、県と市町が並行した整備の推進が重要であると考えます。</p> <p>荒廃森林の現状把握に努め、森林づくり県民税及び森林環境譲与税を財源にしたそれぞれの森林整備事業の対象区域等を明確にし、両事業を有効活用してください。</p> <p>あわせて、荒廃森林の整備の推進における両事業の成果と相乗効果を県民に丁寧に説明し、「森の力再生事業」第2期計画を計画期間内に完遂するよう取り組んでください。</p>
経済産業部 水産・海洋局 水産振興課	意見	件名	県産水産物の流通拡大の取組
		内容	<p>新たな広域経済圏として、山梨県、長野県、新潟県の「山の洲」における県産水産物の需要開拓と、オンライン受発注システムと連動した物流システムを構築する流通モデル実証事業に、令和3年度から2か年にわたり取り組んでいます。</p> <p>令和3年度は、電子商取引システムの保有や物流システム構築の実績等、事業を実施するための実施基盤が既に調っている事業者を公募することにより、「山の洲」における着実な新規需要開拓や、流通モデル構築による県内生産者の販路拡大などの成果が早期に得られています。</p> <p>取引件数の増加という成果に留まらず、実証事業終了後の事業定着と、将来的には新たな事業者の参入により流通が拡大することが、本事業の最終的な効果であると考えます。</p> <p>また、本実証事業で得られた成果と課題を検証し、より広域的な「スマート流通モデル」の展開も検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事等の安全対策の取組
		内容	<p>県工事等における事故発生件数は、交通基盤部出先機関では平成30年度：50件、令和元年度：36件、2年度：52件、3年度：57件（もらい事故1件を含む）、農林事務所では平成30年度：19件、令和元年度：18件、2年度：9件、3年度：12件と、平成30年度の工事事故防止行動計画の策定を受けて一旦減少したものの、再び増加傾向となっています。</p> <p>交通基盤部出先機関や農林事務所への監察、動画を使用した講習会の開催などを通じて、事故防止に取り組んでいますが、十分な効果が発現していない状況です。既存の取組の更なる徹底や事故防止行動計画に基づくPDCAサイクルによる取組の改善など、これまで以上に取組の実効性を高めるとともに、コロナ禍で対面指導が制限される状況下においても効果が現れるよう、工夫していく必要があります。</p> <p>また、例年、事故件数のうち一定の割合を占める業務委託に係る事故については、令和3年度に工事検査課が策定した「建設関連業務委託事故防止行動計画」や、（一社）静岡県測量設計業協会に働きかけて策定された「安全作業マニュアル」に基づく取組が令和4年度から始まりました。今後はその効果や課題の把握・検証を行いながら、適切に運用していく必要があります。</p> <p>引き続き、本県の工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、「建設工事等安全管理推進連絡会議」を通じて、工事及び業務委託事故防止行動計画に係る取組の実効性を高めて下さい。また、コロナ禍でも効果を発揮できるよう既存の取組を検証し、必要に応じて改善を進めるなどして、受注者・発注者の安全意識を高め、工事等事故件数が減少するよう、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 土木防災課	意見	件名	水災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。さらに、令和3年度末を目標に、44水系の流域治水プロジェクト及び14地区の水災害対策プランの計画策定を進めるとともに、505河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>しかし、令和3年度末時点において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は92.3%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは22水系、水災害対策プランは5地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まり、残る河川等のプロジェクトの計画策定等の完了は令和4年度以降に持ち越されました。</p> <p>今年度も全国各地で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方にに基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の適切な避難行動につながるよう市町が行う洪水ハザードマップの作成や避難確保計画の作成など市町に対する支援施策が重要となっています。</p> <p>国や市町、庁内関係部局等と連携し、早期に流域治水プロジェクト等の計画策定及び洪水浸水想定区域図の作成をするなどして、防災・減災対策に努めて下さい。</p> <p>また、計画策定等が遅れることのないよう、必要な人員を確保するなど、執行体制の強化にも努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 港湾局 漁港整備課	意見	件名	福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善
		内容	<p>サンドバイパスシステムは、平成 26 年に運転を開始し、当初は年間 8 万立方メートル超の輸送実績があったものの、近年は、ポンプ周辺に流木等の阻害物が堆積したこと等が原因で輸送量は低下し、年間 2 万立方メートル程度に留まっています。年間 8 万立方メートルの目標に到底及ばない数字であり、目標と実績の乖離が大きくなっています。</p> <p>そこで、令和 3 年度から 4 基あるジェットポンプのうち 1 基は阻害物の除去作業を実施しています。あわせて、恒久対策について、国と連携し検討を進めてきましたが、未だ決まっておらず、令和 4 年 3 月開催の遠州灘沿岸侵食対策検討委員会において、目的が達成されない状態が継続していることに対して、現状を危惧する意見が出されるなど地域において危機感が持たれています。</p> <p>土中に埋設している阻害物の除去作業を早期に完了させることより、土砂輸送量は相当量回復すると思われませんが、台風や豪雨などの影響により、再び、流木等が大量に海に流れ込んでくることが想定されます。</p> <p>本システムを長期にわたり効果的に運用していくため、コスト縮減を常に意識しながら、目的である「港口埋没対策」と「侵食防止対策」を講じ、国等との協議により、年間 8 万立方メートルの安定的な輸送量確保に向けた抜本的な対策を早期に決定し、工事に取り組んでください。</p>
教育委員会 事務局 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成 30 年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めるだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成 30 年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和 4 年 6 月 1 日現在、法定雇用率 2.50 に対し、実雇用率 1.83 で、法定雇用率達成にはプラス 107 人の雇用が必要という状況です。47 都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和 3 年 6 月 1 日現在）では、静岡県は、44 番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が 23 県（令和 3 年 6 月 1 日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	学校維持管理費等の適正な執行
		内容	<p>学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とすべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>
教育委員会事務局 健康体育課	意見	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
		内容	<p>教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで20箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、令和4年度の実施はありませんでした。

ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和4年度 (A)				令和3年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(7) 7	(0) 2	(1) 1	(8) 10	(0) 0	(0) △ 1	(△ 1) △ 1	(△ 1) △ 2
企業局												
がんセンター局												
議会事務局					(1) 1			(1) 1	(△ 1) △ 1			(△ 1) △ 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(9) 9			(9) 9	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(0) 0		(△ 2) △ 2	(△ 2) △ 2
警察本部、警察署	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(3) 3			(3) 3	(1) 1	(0) 1		(1) 2
計	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(0) 0	(0) 0	(△ 3) △ 3	(△ 3) △ 3

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和4年度 (A)				令和3年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査 (事務 事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
危機管理部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
経営管理部	(2) 2			(2) 2					(2) 2			(2) 2
くらし・環境部	(1) 1			(1) 1	(1) 1		(1) 1	(1) 1	(0) 0			(0) 0
スポーツ・ 文化観光部					(1) 1		(1) 1	(1) 1	(△1) △ 1			(△1) △ 1
健康福祉部												
経済産業部	(2) 2	(0) 1		(2) 3	(4) 4	(0) 1	(4) 5	(4) 5	(△2) △ 2	(0) 0		(△2) △ 2
交通基盤部					(1) 1	(0) 1	(1) 1	(2) 3	(△1) △ 1	(0) △ 1	(△1) △ 1	(△2) △ 3
出納局												
企業局												
がんセンター局												
議会事務局					(1) 1		(1) 1	(1) 1	(△1) △ 1			(△1) △ 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(9) 9			(9) 9	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(0) 0		(△2) △ 2	(△2) △ 2
警察本部、警察署	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(3) 3		(3) 3	(3) 3	(1) 1	(0) 1		(1) 2
計	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(0) 0	(0) 0	(△3) △ 3	(△3) △ 3

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施 箇所数	20箇所	2箇所	0箇所
指摘等の 箇所数	0箇所	1箇所	0箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査			1	1
臨時監査				
計			1	1

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(88ページ)を参照してください。
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の件数は0件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(39ページ)のとおり)

(ア) 随時監査

a 意見(1件)

- ・警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底(警察本部総務部施設課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和4年度に指摘等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[随時監査]

1 意見1件

監査箇所	区分	概要	
警察本部 総務部施設課	意見	件名	警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底
		内容	<p>浜松西警察署敷地内の射撃場で、訓練中に発射されたとみられる射撃弾が外壁を貫通する事故が発生しました。</p> <p>警察本部では、原因として、バックストップによる防弾カバーの範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるとしています。</p> <p>現在、移転建替え中の大仁警察署において、県内3か所目となる射撃場を建設中ではありますが、二度とこのような事故が起こらないよう、浜松西警察署の射撃場とともに、安全が十分に確保された施設にしてください。</p> <p>さらに、今回の事故を教訓として、今後の警察施設の整備においても、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるように設計、工事を実施してください</p>

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

基金の運用や公用車管理費、施設の維持管理を対象に3Eの視点を強化した監査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 職員公舎の共同利用
- ・ 節電対策の状況
- ・ エレベータ保守点検業務委託
- ・ 夜間高校における給食の実施方法

* 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ) 件数」(16ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～18ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施します。令和4年度の実施はありませんでした。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和4年度は44箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和4年度(A)		令和3年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	20 (注2)	(19) [11]	17	(17) [13]	3	(2) [Δ 2]
補助団体	17	(17) [12]	21	(21) [9]	Δ 4	(Δ4) [3]
貸付団体					0	(0) [0]
指定管理者	7 (注2)	(7) [7]	5	(5) [5]	2	(2) [2]
計	44	(43) [30]	43	(43) [27]	1	(0) [3]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。
- 出資団体20箇所の内、16団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。また、補助団体の内、1団体が貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和4年度(A)		令和3年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織						
危機管理部			1	(1) [0]	△ 1	(△1) [0]
経営管理部			1	(1) [0]	△ 1	(△1) [0]
くらし・環境部	1	(1) [1]	1	(1) [1]	0	(0) [0]
スポーツ・文化観光部	16	(16) [13]	14	(14) [7]	2	(2) [6]
健康福祉部	6	(6) [4]	2	(2) [2]	4	(4) [2]
経済産業部	13	(13) [5]	16	(16) [9]	△ 3	(△3) [△ 4]
交通基盤部	6	(5) [5]	7	(7) [7]	△ 1	(△2) [△ 2]
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関	2	(2) [2]				
警察本部、警察署			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
計	44	(43) [30]	43	(43) [27]	1	(0) [3]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和3年度所管課		
■出資団体		(出資率)				
	(補)	公益財団法人 静岡県国際交流協会	86.8%	静岡市	くらし環境・多文化共生	
	(補)	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	75.4%	静岡市	スポ文化観光・スポーツ振興	
	(補・指)	公益財団法人 静岡県文化財団 【静岡県コンベンションアーツセンター】	86.1%	静岡市	スポ文化観光・文化政策	
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター【県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市	スポ文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポ文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポ文化観光・大学	
	(補)	公益財団法人 しずおか健康長寿財団	77.0%	静岡市	健康福祉・長寿政策	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
	(補)	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学	100.0%	静岡市	健康福祉・健康政策	
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構 【県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町	経済産業・新産業集積	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
		公益社団法人 静岡県農業振興基金協会	49.9%	静岡市	経済産業・農業戦略	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市	経済産業・農業戦略	
	(補・貸)	静岡県農業共済組合	30.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
	(補)		静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地
			静岡県道路公社	99.7%	静岡市	交通基盤・道路保全
		株式会社	天竜浜名湖鉄道株式会社	39.7%	浜松市	交通基盤・地域交通
一般財団法人		静岡県青少年会館	40.0%	静岡市	教育委員会・社会教育	
		(計 20箇所)				
■補助団体	①定期的な助成団体					
	公益社団法人	静岡県国際経済振興会	静岡市	経済産業・企業立地推進		
	公益社団法人	静岡県観光協会	静岡市	スポ文化観光・観光振興		
	社会福祉法人	恩賜財団済生会支部静岡県済生会	静岡市	健康福祉・地域医療		
	(貸) 社会福祉法人	聖隷福祉事業団	浜松市	健康福祉・地域医療		
	公益財団法人	静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会	静岡市	経済産業・農芸振興		
	一般社団法人	静岡県トラック協会	静岡市	交通基盤・地域交通		
	②私学経常費補助等定期的な学校法人					
	学校法人	野秋学園	長泉町	スポ文化観光・私学振興		

	学校法人 今泉学園	富士市	スポーツ文化観光・私学振興
	学校法人 星美学園	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	学校法人 静岡英和学院	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	学校法人 常葉大学	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	学校法人 磐田東学園	磐田市	スポーツ文化観光・私学振興
	③定期的でない事業費補助		
	株式会社 東海バス	伊東市	交通基盤部・地域交通
	ふじのくに花の都しずおか推進協議会	担当課内	経済産業・農芸振興
	④定期的でない建設費補助		
	学校法人 相川学園	藤枝市	スポーツ文化観光・私学振興
	社会福祉法人 静岡恵明学園	三島市	健康福祉・こども家庭
	静岡県無線漁業協同組合	焼津市	経済産業・水産資源
	(計 17箇所)		
■指定管理者	静岡県スポーツ協会グループ【静岡県立水泳場】	静岡市	スポーツ文化観光・スポーツ振興
	静岡県富士水泳場マネジメントグループ【静岡県富士水泳場】	富士市	スポーツ文化観光・スポーツ振興
	静岡県スポーツ協会グループ【静岡県武道館】	藤枝市	スポーツ文化観光・スポーツ振興
	静岡県労働福祉事業協会グループ【静岡県3労政会館】	静岡市	経済産業・労働雇用政策
	環浜名湖の地域活性を考える会 【静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設】	浜松市	経済産業・水産振興
	浜名湖えんてつグループ【浜名湖ガーデンパーク】	浜松市	交通基盤・公園緑地
	日本キャンプ協会グループ 【静岡県立朝霧野外活動センター】	富士宮市	教育委員会・社会教育
	(計 7箇所)		
合 計	(計 44箇所)		

(注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	44箇所
指摘等の箇所数	0箇所 (0%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
			0

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(88ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の件数は5件です。

イ 指摘等の内容

令和4年度は指摘等なし

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

令和3年度静岡県一般会計及び11 特別会計

イ 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月30日まで

ウ 審査の結果

令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、県税の増加や、国の支援である国庫支出金の増額等により一般会計全体では、1兆5,067億7,395万9千円であり、前年度決算額1兆3,779億6,024万4千円に比べ1,288億1,371万5千円、9.3%増加した。</p> <p>県税の決算額は4,874億3,144万2千円であり、前年度決算額4,568億5,169万3千円に比べ305億7,974万9千円、6.7%の増加となった。これは、輸出関連製造業の企業収益の持ち直し等により、前年度に比べて、法人二税が178億7,104万1千円、地方消費税が84億230万8千円それぞれ増加したことによるものである。</p> <p>地方消費税清算金は、1,777億3,667万1千円で、前年度決算額1,632億7,873万9千円に比べ144億5,793万2千円、8.9%の増加となった。これは、消費税率引上げの影響及び輸入取引額の増加によるものである。国庫支出金は2,885億1,031万円で前年度決算額2,457億6,508万7千円に比べ427億4,522万3千円、17.4%の増加となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施等によるものである。</p> <p>県債は、1,948億8,700万円で、前年度決算額2,167億5,649万8千円に比べ218億6,949万8千円、10.1%の減少となった。これは、県税収入の増加に伴い減収補償や退職手当債などの資金手当債の発行を抑制等したものである。</p> <p>歳出決算額は、その他経費の増加等により一般会計全体では、1兆4,854億3,627万7千円であり、昨年度決算額1兆3,571億6,998万2千円に比べ1,282億6,629万5千円、9.5%増加した。</p> <p>義務的経費については、前年度と比べ扶助費が3.9%増加したが、歳出全体に占める構成比は0.5ポイント低下して8.9%となった。義務的経費全体でも0.7%の増加となったが、歳出全体に占める構成比は3.6ポイント低下して41.3%となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から4.9%の減少となった。これは、国直轄事業、県単独事業が減少したこと等によるものである。</p> <p>また、その他経費は新型コロナウイルス感染症関連事業の増加などにより、前年度から26.0%増加し、歳出に占める構成比も5.8ポイント上昇して44.0%となった。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、新ビジョンの目標に設定している通常債の残高は、令和元年度までは着実に縮減が図られてきたが、令和2年度に426億4,562万4千円増加し、1兆6,041億6,628万5千円となり、通常債残高の「上限1兆6,000億円程度」という水準の上限に達した。令和3年度は、資金手当債等の発行を抑制したことから、前年度に比べ10億460万1千円減少したが、1兆6,031億6,168万4千円と引き続き、新ビジョンの目標水準の上限となっている。</p> <p>また、臨時財政対策債の残高は1兆1,983億7,931万4千円となり、前年度末より323</p>
-----------------------------	--

	<p>億 2,687 万 9 千円増加した。</p> <p>県の財政構造を示す 7 つの指標を見ると、一般財源等比率、義務的経費比率、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は改善し、自主財源比率及び財政力指数は前年度に比べて悪化した。義務的経費比率は 41.3%にまで改善したが、これは、扶助費や公債費の増加に対して、新型コロナウイルス感染症関連事業などのその他経費がそれ以上に増加したため、義務的経費比率の構成比が見かけ上低下しているためである。</p> <p>財源不足については財政調整用の基金を取り崩すことによりこれを補っているが、令和 3 年度の取崩しによる補填額は、令和 4 年度当初予算編成を踏まえた試算における見込み額 205 億円に対し、40 億円となった。また、この試算の結果、令和 4 年度には、387 億円の財源不足が見込まれることとなった。</p> <p>上記の県債残高の状況、7 つの指標の推移や財政調整用の基金の取崩しの状況等を勘案すると、財政状況は実質公債費比率 18%未満、将来負担比率 400%未満という新ビジョンの目標の範囲を維持し、若干の持ち直しの気配は見られるものの、厳しい状況は続いている。</p> <p>新ビジョンでは、令和 3 年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を目標に掲げてきたが、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の大幅な減少等により達成が困難となり、令和 3 年度においても県税収入は増加したものの、達成は厳しい状況となった。また、令和 3 年度に策定した新ビジョン後期アクションプランでは、このような厳しい財政状況を反映して、現行の財政構造を示す指標を継続することとしている。今後、社会保障関係経費やアフターコロナ対策経費等の増加も見込まれるが、着実な県債残高の縮減、歳出構造の見直し、今まで以上の歳入確保に努めることで、健全財政の堅持を図られたい。</p> <p>加えて、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が 1 兆 1,983 億円を超え、県債残高全体の 42.1%を占めるまでに累増していることから、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた交付金制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成 22 年度の 205 億 6,785 万 2 千円をピークに減少に転じ、令和 3 年度には、77 億 4,064 万 7 千円と、6 割を超えるまで縮減していることについて、その取組は評価できる。</p> <p>県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <p>(ア) 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は、36 億 5,923 万 4 千円となり、前年度に比べ 3 億 9,914 万 9 千円、9.8%の減少となり、県税全体で実収入未済額が削減された。特に個人県民税は、前年度に比べ 4 億 8,687 万 6 千円、13.4%減少となり、平成 24 年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきたことの成果と考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成 24 年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって 96.9%となり、前年度より 0.3 ポイント上昇した。しかし、現在も全国平均の 97.2%を 0.3 ポイント下回っている。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>(イ) 県税関係以外</p> <p>令和 3 年度の実収入未済額は、40 億 8,141 万 3 千円で前年度に比べ 272 万 6 千円、0.1%の減少となった。</p> <p>実収入未済額の主なものは、中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金 17 億 8,780 万 7 千円、平成 25 年度に発生した不法投棄に係る産業廃棄物原状回復代執行費用返納金 7 億 4,026 万 4 千円のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、生</p>

	<p>活保護費返還金、県営住宅に係る公営住宅使用料等である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。令和3年度においても、債権管理マニュアルの活用や債権回収の外部委託の実施等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、前年度より未収金額が3,964万7千円増加していることなどから、引き続き、収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p>
c 事業繰越の縮減について	<p>翌年度への繰越しの状況は、一般会計では1,448億8,463万9千円で、前年度に比べ413億7,442万9千円、40.0%と大幅に増加したが、特別会計については5億7,893万3千円で、前年度に比べ1億523万4千円、15.4%減少した。</p> <p>なお、一般会計では、社会健康医学研究推進事業費が令和3年度から令和8年度までの6年間の継続費として設定され、令和3年度の繰越額（通次繰越）は、1億2,524万9千円であった。また、事故繰越については、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足に伴う機器の納入遅延などにより、48億7,564万9千円、前年度に比べ47億819万7千円、2,811.7%増加した。</p> <p>令和3年度の明許繰越のうち、通常分は、公共関連事業の減少などにより、前年度に比べ18億4,087万9千円、3.8%減少したが、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、新型コロナウイルス感染症関連事業が切れ目なく実施されたこと等により383億8,186万2千円、70.1%増加した。</p> <p>一般会計については、前年度に比べて繰越額が大幅に増加しており、明許繰越のうち通常分については、事業効果を早期に発揮できるように確かな計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。追加分については事業の早期着手、早期完了に向けて計画的な事業執行を、また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</p>
d 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、472億1,429万5千円で、前年度に比べ104億3,380万円、28.4%の増加となった。また、特別会計では、238億6,693万1千円で、前年度に比べ11億4,983万1千円、5.1%の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業費助成、社会資本整備総合交付金事業費などである。</p> <p>また、特別会計の内訳で主なものは、国民健康保険事業特別会計における保険給付費等交付金などである。</p> <p>令和3年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を上回っている。その中には、新型コロナウイルス感染症関連事業など、2月補正時点の見通しが困難であったため、実績と見込みが大きく差が出るなど、やむを得ないものもあると思われるが、財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、今まで以上に効率的な予算執行に努められたい。</p>
e 財務会計事務等の適正な執行について	<p>令和3年度定期監査等において、事務放置による個人事業税の課税漏れなど9件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、業務委託の不適切な事務処理、個人情報を含んだ書類の紛失等20件を「注意」とした。監査結果は「意見」「指導」を含めると全体で114件、前年度に比べ83件の減少となっている。</p> <p>財務会計に関わるものは、40件であり、前年度より61件減少した。これは、令和2年度に重点的に監査したAEDの管理に関するものが減少したことなどによる。</p> <p>工事技術関係では、令和3年度から、建設工事現場等における第三者事故の発生については、本庁に対して意見を発出することとし、個々の事務所に対しては監査結果を出さないこととしたため、大幅に減少した。</p> <p>令和2年度から新たに内部統制制度が開始され、各所属で財務に関する事務等を対象にリスクを抽出し、事前に不正や間違いの発生を防ぐ仕組み作りに取り組んでいるが、令和3年度の内部統制評価報告書では重大な不備が1件報告されている。</p>

	<p>地方自治法の改正により、監査業務は、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われることを前提に、より本質的な監査実務に人的、時間的資源を振り向け、効率性、有効性を高めていくこととしている。そこで、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、評価部局、各推進部局間で連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。</p>
<p>f 財産管理等 について</p>	<p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、豚熱ワクチンの不適切な管理により「注意」となった案件が発生したほか、不用品処分調書の未作成などの事務処理上の不適切な事例も散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成26年度にファシリティマネジメントの基本方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。未利用財産の売却については、平成30年度からの「県有財産の売却計画」において、5か年で55億6,516万8千円の売却を進めていくこととされている。当該計画は、毎年度末に見直されているが、令和3年度末において見直された計画によれば、80億146万6千円の売却を行うこととなっている。令和3年度は、5億5,129万円を売却して、平成30年度からの売却額累計は57億1,826億4千円となった。</p> <p>未利用財産は境界確定の状況などにより売却時期が変動したり、計画外であっても新たに売却が可能となることもあるため、最新の売却対象を整理した上で、計画最終年度である令和4年度中に計画した売却が達成することができるよう、積極的に売却を進められたい。</p> <p>また、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画（公共建築物）」を令和元年度に策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、「総量適正化」については、2049年度（令和31年度）までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。</p> <p>令和3年度は、面積で25,504㎡を削減し、個別施設計画の管理目標に対する達成率は累計で2.98%となっている。当該目標を達成するため、引き続き、計画的な削減に努められたい。</p> <p>加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</p>

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 令和3年度静岡県工業用水道事業
- 令和3年度静岡県水道事業
- 令和3年度静岡県地域振興整備事業
- 令和3年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和3年度静岡県流域下水道事業

イ 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月30日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和4年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

工 審査の意見

<p>a 工業用水道事業</p>	<p>工業用水道事業は、給水収益は減少したが、未利用地売却による特別利益を計上し、当年度純利益が前年度より3億1,573万2千円(917.5%)の増益となり、純利益3億5,014万4千円を確保した。</p> <p>工業用水道別に見ると、7工業用水道のうち、給水収益が減少した、ふじさん(富士川)、ふじさん(東駿河湾)の2工水は赤字を計上した。</p> <p>ふじさん(富士川)は、各給水先への実給水量は前年度より増加したが、令和2年度に利用廃止した大口受水事業者分の基本料金が大幅に減少したことにより、給水収益は減少した。また、静清は委託料等の維持管理費の増加などにより純利益が前年度より減少した。</p> <p>また、年間実給水量を見ると、7工水の合計で前年度より63千m^3増加したものの、5工水で減少した。今後も産業構造の変化、節水技術の向上等により、給水収益が減少する可能性があることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新が必要となり、さらに厳しい経営状況が見込まれる。このような状況の中、「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第5期長期修繕・改良計画」を踏まえた平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略(第4期中期経営計画)」に基づき、計画的に事業を実施してきたが、その後の経営環境の変化に対応するため、経営戦略の改訂を行った。</p> <p>また、中堅・若手職員を中心とした「課題解決型タスクフォース」により、浄水発生土の有効活用と減量対策、施工と維持管理の一括発注(ビルドメンテナンス)などによる積極的なコスト削減や工業用水利用促進インセンティブ制度等を活用した収益確保に取り組んでいる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、新たな管路整備手法の導入等による抜本的改革を進め、新規顧客開拓等による収益確保、電力使用量や浄水発生土処分費の削減等による運営コストの削減により収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。</p> <p>また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、着実に施設更新や耐震化を進められたい。</p> <p>② 急速に経営悪化した富士川と東駿河湾工水については、令和4年3月に両事業を統合し、「ふじさん工業用水道」とするとともに、令和4年4月分から料金改定を行った。令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指しているが、一体的な運用によるコスト削減と工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p> <p>また、給水収益を回復させるため、企業誘致と連携した顧客開拓に一層努められたい。</p>
<p>b 水道事業</p>	<p>水道事業は、当年度純利益が前年度より1,907万円(1.8%)の減益となった。</p> <p>3水道事業のいずれも純利益を計上したが、遠州は前年度より純利益が減少した。</p> <p>年間実給水量については、駿豆及び榛南は減少したが遠州は増加しており、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度より84千m^3(0.1%)の増加となった。</p> <p>黒字経営が継続しているが、今後、人口減少等に伴う水需要の低下による施設規模の適正化や管路等の大規模更新を進めるに当たり、費用の増加が見込まれている。</p> <p>また、水道事業は県民の生活を支える公共インフラであることから、災害発生後も速やかに安全・安心な水を供給することが求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、新たな管路整備手法の導入等による抜本的改革を進め、電力使用量や浄水発生土処分費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。</p> <p>また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設の効率的な更新や耐震化を計画的に進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事</p>

	<p>態に対応できる体制の維持に努められたい。</p> <p>② 榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道について、統合を目指す基本協定を令和4年3月に締結した。</p> <p>現在、関係者間で令和11年4月を目途とする統合に向けた協議を進めているが、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業を進められたい。</p>
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、セミ・オーダーメイド方式により整備した「藤枝高田」のB工区の引渡しが完了するなど順調に進んでおり、前年度同様に土地売却収益を出し、当年度は1億2,508万1千円の純利益をあげた。</p> <p>また、同じくセミ・オーダーメイド方式により整備を進めている「富士大淵」については、計画に沿って施工中であり、令和4年度の引渡しを予定している。</p> <p>企業局では、従前、レディーメイド方式により工業用地を先行造成しており、バブル崩壊後、売れ残り用地を抱えて造成単価を割り込む価格での分譲を進め、多額の赤字を計上した。平成14年度以降は、あらかじめ企業からの受注を受けるオーダーメイド方式により事業を実施し、投下資金を確実に回収しながら売れ残り用地の処分を進めてきた。その後、東日本大震災の発生や新東名高速道路の開通など社会経済状況の変化等に対応するため、レディーメイド方式による造成をモデル的に再開し、「富士山麓フロンティアパーク小山」を整備した。また、レディーメイド方式とオーダーメイド方式の双方のメリットを併せ持つセミ・オーダーメイド方式による用地造成の仕組みを整備し、「藤枝高田」、「富士大淵」を整備している。さらに、令和元年度には比較的財政規模の小さな市町でも大規模な工業用地の造成が行えるセミ・レディーメイド方式を創設し、多彩な造成方式による工業用地の造成に取り組んでいる。</p> <p>現在、市町への工業用地等開発可能性調査に対する助成や技術的支援などによる開発候補地の掘り起こしを進め、セミ・レディーメイド方式等による事業化を推進している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町と連携して積極的に開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、アフターコロナにおける用地需要に対応できるよう、企業局資金を活用したセミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した工業用地等の供給を進められたい。</p> <p>また、新たな用地造成等の事業化に当たっては、財政負担リスクをあらかじめ慎重に判断したうえで、社会経済情勢の変化を見定め、経営の健全性を確保し、効果的な事業執行に努められたい。</p> <p>② 「富士大淵」については、令和4年度に富士市への引渡しができるよう、計画に沿った事業の推進に努められたい。</p>
<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関であり、令和2年4月には全床開棟して615床となった。また、令和2年3月に、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、本県におけるがんゲノム医療への取組において、中心的な役割を果たしており、治験・臨床試験や研究の推進、がんゲノム医療に関わる人材の育成に、大きな期待が持たれている。</p> <p>令和3年度の病院事業は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続の赤字となった。研究所事業の損失を含めた全体では、前年度よりも改善したが、2億3,526万8千円の純損失となり、未処理欠損金も増加している。</p> <p>経営指標は改善し、病床利用率が86.1%と、前年度に比べ、4.5ポイント高くなっている。</p> <p>過年度医業未収金は、前年度に比べ567万円増と3年連続して増加しており、累計で</p>

	<p>1億1,559万1千円と多額となっている。 また、医師については、定数200人であるところ、令和3年度末は161人となっており、39人不足している。 こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 病院事業は、平成28年度から令和2年度まで5年間の「新公立病院改革プラン」に基づき、経営改善に取り組んだ結果、令和元年度までは黒字を継続していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化し赤字となり、令和3年度も前年度に引き続き赤字となった。一方で、新たなプランの策定準備も始まっており、旧プランの数値目標の一部は達成されていないため、引き続き経営戦略会議等による検証を行い、効率的な病院経営に取り組み、早期に病院事業の黒字化を図っていただきたい。 また、新たなプランの策定に当たっては、今回の新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえつつ、国から示されたガイドラインに配慮し、新たに追加された医師の働き方改革への対応や新興感染症に備えた平時からの取組などを含め、引き続き経営強化を図るとともに公立病院としての役割を果たすことができるよう進めていただきたい。</p> <p>② 過年度医業未収金について、コロナ禍で支払いが困難な患者が増えているとのことであるが、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生未然防止と早期回収に努められたい。</p> <p>③ 本県のがん治療の中核的な病院としての役割を果たすため、不足している医師の確保について引き続き努められたい。また、研究所を中心に行われているプロジェクトHOPEの研究成果を基に、民間企業等との連携による検査サービスの提供や将来の臨床に役立つ新技術の開発を進めるなど、その成果を可能な限り県民に還元するよう努められたい。</p>
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、施設の老朽化による更新需要の増大や人口減少等、事業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成31年4月から公営企業会計へと移行しており、令和3年度の純利益は、6億7,636万8千円となった。 財務諸表の作成により、経営・資産の状況を明確に把握できることとなり、中長期的な見通しに立った経営の方針や投資、財政の基本計画である「静岡県流域下水道事業経営戦略」を令和3年2月に策定しており、同経営戦略の計画的かつ着実な実施が求められている。 こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 平成31年3月に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設について、計画的な修繕・更新を進めているところであるが、引き続き、点検調査や診断の結果により施設の健全度を把握し、必要に応じて同計画を見直しながら、事業費の平準化と施設の長寿命化を進められたい。</p> <p>② 下水道施設は県民の生活や生命に関わる重要なライフラインであることから、地震、豪雨等の自然災害により、下水道機能が失われることがないように、施設の計画的な耐震化・耐水化の推進に努められたい。</p> <p>③ 当事業は5市3町からの負担金を主な財源としていることから、引き続き、維持管理費の縮減に取り組み、効率的な事業運営を進めることで、市町の負担軽減に努められたい。</p>

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術博物館建設基金

イ 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月30日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和4年8月10日から令和4年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和3年度 健全化判断比率	令和2年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.1%	13.5%	25%	35%
将来負担比率	230.9%	248.7%	400%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和3年度の実質公債費比率は13.1%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（13.5%）より、0.4ポイント改善した。令和3年度単年度の比率は12.3%で、令和2年度（12.7%）より0.4ポイント改善した。</p> <p>これは、算定式の分母となる標準財政規模を構成する地方交付税が増加したことによるものである。</p> <p>令和2年度の全都道府県における順位は、前年度の40位から39位となったが、引き続きワースト10入りしており、今まで以上に公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和3年度の将来負担比率は230.9%で早期健全化基準（400%）未満であり、前年度実績（248.7%）に比べ17.8ポイント改善した。</p> <p>これは、算定式の分母となる標準財政規模を構成する地方交付税が増加したことによるものである。</p> <p>令和2年度の全道府県における順位は、前年度の39位から41位に下落しており、引き続きワースト10に入っている。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高は3兆4,944億9,506万7千円と多額で、前年度に比べ832億4,479万6千円増加していることから、地方債などの将来負担額の適正な管理に早急に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。</p>

(参 考)

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生

の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和4年8月10日から令和4年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和3年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されていない。

区分		公営企業会計名	令和3年度 資金不足比率	令和2年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
	静岡県流域下水道事業会計	—	—		
宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

令和3年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 内部統制評価報告書の審査

内部統制評価報告書の審査について、以下のとおり実施しました。

(1) 審査の対象

令和3年度静岡県内部統制評価報告書及び参考資料

(2) 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年9月13日まで

(3) 審査の実施内容

「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、本庁及び出先機関の定期監査において得られた知見を利用した。

(4) 審査の結果

令和3年度静岡県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認める。

(5) その他

審査の結果に添えて、下記のとおり意見を付しました。

今回の審査において、以下の事項について改善が必要と判断されるため、今後、見直し等を検討し、内部統制の有効性を高め、早期の充実強化に取り組まれない。

- ① 各所属が、リスク抽出や自己評価の際にリスクや不備の判断基準として使用する「リスク解説書」と推進部局が不備の基準として定め、評価部局が評価の規範とする「物品事務指導検査における指示基準」の一部に記載の齟齬が認められた。「リスク解説書」は各所属が内部統制に取り組む際の重要なツールであることから、早急に改善されるとともに、各所属の自己評価に必要な情報が「リスク解説書」一冊で確認できるよう改善を図ることも検討されたい。
- ② 内部統制が有効に機能するためには、業務上のリスクを抽出するに当たり、質的又は量的な重要性について適正に評価し、その上で重要性が高いリスクについては、業務を十分に把握するために個々の業務の流れや関連法令等が記載された業務フロー等を活用するなどして、業務の流れの中でリスクを可視化したうえで、どのような対応策を整備するべきかについて検討を行うという過程が重要である。現在、各所属においてこの過程が十分行われているとは認められないことから、改善を図られたい。
- ③ 評価結果のフィードバックについては、業務プロセスのどこに問題があったのかという視点で原因を分析し、その上で対応策を記載することで、他の所属の参考に資する有用な情報になると考えられることから、不備に関する情報を職員に周知する際の記載内容について改善を図られたい。
- ④ 監査においては、以下について監査結果等としたところである。これらは態様が著しく不適切である事案であるが、不備として認知されていなかった。
 - ・年度を超えて著しい遅延が認められた調定事務
 - ・年度を超えるなど、長期にわたり放置された財産売払等事務4件

また、内部統制に依拠し、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向ける趣旨で令和2年度に地方自治法の改正が施行された。内部統制制度の導入により、業務を執行する各所属において不適切な事務等を自ら防止することが期待されるが、監査結果等では依然として同種の誤りが複数の所属で発生しているなどの事案が散見されることから、内部統制が有効に機能していないと考えられる。これは、現在対象としている29リスクが業務ごとに細分化され、さらに不備の要件が限定されていることに

より内部統制の対象となっていないことが要因と考えられる。

内部統制制度も本格導入後3年目を迎えたことから、これらの状況を鑑み、リスクの見直しによる制度の改善を図られたい。

見直しに当たっては、不備等が発生していない、内部統制が一定のレベルに達していると考えられる項目は削除し、必要な項目を加えるとともに、リスク項目については対象とする誤り等を極端に限定することなく、監査結果等の発生状況や総務省のガイドラインで例示された目的別のリスクも参考に、不適切な事務等が広く対象に含まれるような視点で実施されたい。

9 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和4年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	29	31	30	31	30	28	31	28	30

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（令和4年度は、普通会計等と企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和4年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

10 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理				翌年度への繰越
						勧告	棄却	却下	
平成30年度		0	2		2		2		0
令和元年度		0	2	1(注1)	1		1		0
令和2年度		0	0						0
令和3年度		0	1	1(注1)					0
令和4年度		0	0						0

(注1) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

(2) 監査の結果（令和4年度）

令和4年度中に監査を行ったものではありませんでした。

11 令和4年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（10箇所10件）

ア 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田財務事務所	令和5年3月24日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 不動産取得税の課税誤り</p> <p>3 内容 下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税32件において、誤って10,313,000円を過大に課税した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 本事案の原因</p> <p>(1) 不動産取得税市町通知分の事務処理について、簡易な引継書のみで、マニュアル等もなかったため、課税要件について、「注意すべき事項・チェックポイント」の確認が不十分でした。</p> <p>(2) 課税するデータに、5年の期間制限等の課税要件を満たしていない案件が含まれていることについて、ダブルチェックもされないまま課税していました。</p> <p>2 再発防止策</p> <p>(1) 下田財務事務所における再発防止策</p> <p>ア 「不動産取得税 市町通知分事務処理マニュアル」の作成及び「不動産取得税（家屋）に係る通知書記載要領」の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確なチェックポイントがわかるように、下田財務事務所の新マニュアルを作成しました。 ・市町が市町通知分を作成する際の記載要領に、課税要件である取得年月日・取得理由欄の項目を追加しました。 <p>イ 「不動産取得（家屋）に係る通知書」チェックリストによるチェック</p> <p>「不動産取得（家屋）に係る通知書」を審査するための、12項目のチェックリストを新規に採用し、担当者がチェック後、課税第1班長・課税課長が再度チェックし、確実に課税要件を満たしていることを確認することで、各項目の審査漏れと誤りを防止します。</p> <p>ウ その他の対応</p> <p>(ア) 風通しの良い職場づくり</p> <p>お互いに相談しやすい職場とするため、毎週班内で打合せを行う場を設け、班員が個々に担当している税目等の悩ましい案件について、班全体で打合せをして解決するようにしました。</p> <p>(イ) 下田財務事務所の若手職員の指導・育成体制</p> <p>職員の税務研修への積極的参加勧奨、令和4年度に設立した「不動産取得税家屋評価サポートチーム」による研修と育成、基幹財務事務所の協力を得て実地研修を実施するなどにより、部下指導育成に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 税務課における再発防止策</p> <p>ア 不動産取得税事務取扱要領の改正</p> <p>市町通知分として市町から通知を受けるのは、新築、増築家屋であるため、取得年月日と建築年月日がほぼ一致（最大でも1年の乖離）します。</p> <p>「取得年月日」と「建築年月日」が同年ではない場合には、新築ではない可能性が高いため、建築年月日も確認する必要があります。今回の件は、すべて建築年月日が前年より前のものであり、この確認が漏れていました。</p> <p>そこで、不動産取得税事務取扱要領を改正し、建築年月日が過年度のもの（本来通知がある</p>	

べき年度以降に通知があった分)の一覧を作成し、課税の決裁に添付することとしました。

これにより、「注意すべき事項・チェックポイント」として建築年月日の確認を明確にするるとともに、決裁者(所長)も含めた複数人で確認する手続を整備しました。

イ 県内統一マニュアルの作成

今回原因を踏まえたアの対応に加えて、市町通知分全体を通した全財務事務所共通の事務処理マニュアルを令和5年8月を目途に作成します。

ウ 財務事務所で疑問点が生じた場合の対応

財務事務所からの照会には、県税事務指導調査や担当者会議で回答するほか、日常業務の中で生じた疑問についても、個別の事案に即して助言するようにしています。

今後も引き続き適切に対応していきます。

イ 健康福祉部（5箇所5件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
障害者支援局障害福祉課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理</p> <p>3 内容 障害者支援局障害福祉課は、特別児童扶養手当の事務処理において、市町を経由して提出された認定請求1件について、事務担当者が受付簿に記載すること無く384日放置した。</p> <p>また、同手当の資格喪失の事務処理において、市町を経由して提出された資格喪失届1件について、受付簿に記載すること無く、217日放置した。この結果、受給資格を失った者に対し7か月分の手当（244,790円）を誤支給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生原因と所属としての課題</p> <p>本件は、担当者が、前任者から引き継いだ未処理の当該特別児童扶養手当認定請求について、前任者や市町へ事務の進捗状況を確認せず、市町より追加の書類が届くとの誤った思い込みから申請書類を放置してしまった案件と、同手当の資格喪失について、指摘していた不足書類の進達が市町からあっても、業務の多忙さからその後の事務処理を怠った案件であります。</p> <p>なお、これらの事務については受付簿を作成し、班内や課内で処理状況を把握していましたが、その受付入力作業を担当者に一任していたことから、受付簿への記載を怠った当該案件の状況把握が出来ず、事務の放置が発生しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>事案判明後、以下の措置を講じ、再発防止策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町から進達された認定請求書等は班長が受付簿（電子ファイル）に一括して入力後、各担当者に渡し、担当者がその内容の確認を行うことで、受付漏れを防止し、また、事務処理が完了した案件は着色され、進捗状況が一目でわかるように受付簿を修正しました。 ・週1回、上司が班員全員が集まる場で全職員から進捗状況の報告を受け、所属全体で進捗状況を管理するようにしました。 ・毎月10日頃に、班長が受付簿を基に全ての事務の処理状況の確認、及び受付簿への状況入力、上司への報告を行うとともに、処理が滞っている案件については、所属全体で対処するよう改善しました。 	

監査対象機関	監査結果報告年月日
生活衛生局薬事課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 薬剤師免許証の紛失</p> <p>3 内容 生活衛生局薬事課は、厚生労働省から送付された薬剤師免許証2件（書換交付1件、再交付1件）を、申請者に交付するため東部健康福祉センターへ送付した際に紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>薬剤師免許証の紛失においては、発送手段と確認作業に原因がありました。</p> <p>発送手段では、当該免許証を一般の行政文書と同じ庁舎文書便で送付したことから、多くの者が介在し、その結果、配送経過の適切な把握ができず、免許証の所在を見失いました。加えて、配送梱包容器に段ボールを利用したことで、中身が重要文書の薬剤師免許証であることが不明瞭となってしまいました。</p> <p>確認作業では、重要文書の受渡マニュアルはありましたが、マニュアルどおりの手順で行うことができていませんでした。加えて、申請書の受領から免許証の交付までの進捗管理を担当者だけで行っていたため、長期間未交付の当該案件に疑問を持たず、紛失に気づきませんでした。</p> <p>紛失への対応では、紛失確認後、直ちに各申請者に謝罪と状況説明を行うとともに、薬剤師免許事務を所管する厚生労働省に免許証の再発行を依頼しました。その後、再発行された免許証は直ちに各申請者に交付しました。また、紛失事案把握後、直ちに他の申請書の進捗確認と作業手順の緊急点検を実施しました。</p> <p>再発防止策では、発送手段を「薬剤師免許証のような重要書類は、簡易書留を利用し、直接健康福祉センター担当課に送付」、「重要書類は専用梱包容器で送付」と改めました。また、確認作業において「上職者による進捗管理のダブルチェック」を行うことと改めました。加えて、令和4年度当初の担当者会議において重要文書の受渡マニュアルの手順を健康福祉センター担当者に周知徹底しました。今後はコンプライアンス推進月間等において継続的に手順等の遵守を注意喚起します。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	令和5年3月24日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報の流出</p> <p>3 内容 東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者1人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校493校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年9月に、新型コロナウイルス感染症患者3人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナウイルス療養者支援センターにFAX送信する際、誤って薬局1店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（事案1）</p> <p>① 事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールアドレスの入力操作に誤りがありました。 ・添付ファイルにパスワードを付けていませんでした。 <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤送信にすぐ気付いたため、送信先に電話し、謝罪及び送信メールの削除を依頼しました。 ・情報漏洩された方に電話連絡の上、謝罪及び経緯の説明を行い、謝罪を受け入れていただきました。 ・本来の宛先へアドレスを正しく設定し、ファイルにパスワードを付けて送信しました。 <p>③ 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報をメール送信する際の留意点をまとめ、関係職員に周知しました。 ・定期的に関係職員が、当センター作成の「個人情報取扱に関する自己点検表」に基づく点検を行い、上司のチェックを受けることで、適正な事務処理を行っているか確認しています。 <p>（事案2）</p> <p>① 事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAX宛先の設定方法に誤りがありました。 ・FAX操作を2人で行いましたが、操作チェックが行き届いていませんでした。 <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤送信先からの電話を受け、すぐに誤送信先を訪問し、打ち出されたFAXを回収の上、謝罪しました。 ・情報漏洩された方に電話連絡の上、謝罪及び経緯の説明を行い、謝罪を受け入れていただきました。 <p>③ 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報をFAX送信する際の留意点をまとめ、関係職員に周知しました。 ・定期的に関係職員が、当センター作成の「個人情報取扱に関する自己点検表」に基づく点検を行い、上司のチェックを受けることで、適正な事務処理を行っているか確認しています。 	

監査対象機関	監査結果報告年月日
中部健康福祉センター	令和5年3月24日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報の流出</p> <p>3 内容 中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(事案1)</p> <p>①事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況をエクセルファイルで作成した職員は、異動直後だったこともあり、業務に不慣れで、午後5時までに関係機関に情報提供することに気を取られ、送信するファイル内に個人情報が含まれるシートがあるか確認しなかったため、ミスにつながりました。 ・メールは、別の職員が確認・送信しましたが、送信するファイルには、個人情報は含まれていないと思い込み、確認は、送信先のメールアドレスに誤りがないかを中心に行い、他のシートの確認までは行いませんでした。 ・業務引継は、発生状況を作成することになった経過等が中心で、送信時における注意点まではなされていませんでした。 <p>②改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール送信先に電話で謝罪した上で、メールの削除を依頼し、削除されたことを確認しました。 ・要配慮個人情報の流出対象となった146名全員に電話で謝罪をしました。 <p>③今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて所内で業務の見直しを行い、関係機関の了解を得て、当該新規陽性者数の市町別発生状況の情報提供を中止しました。 ・今後メールでファイルを送信する場合は、添付ファイルをPDF化し、他の情報が紛れないようにするとともに、複数人で全ての内容を確認することを徹底します。 <p>(事案2)</p> <p>①事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宿泊・自宅療養証明書」（以下「証明書」という。）の元となるデータ（以下「証明書データ」という。）の作成作業は、人材派遣会社から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が担当していました。当該派遣職員が誤った手順で証明書データを作成したため、申請者とは別の患者の住所で証明書が作成されてしまいました。 ・証明書交付の起案、決裁時には、複数の県職員が証明書データと証明書案を照合し、氏名・住所等が合致していることは確認しましたが、決裁書類に添付された証明書データが正しい手順で作成されたものであるかの確認までは行わなかったため、申請者とは別の患者の住所であることに気付くことができませんでした。 <p>②改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名の異なる証明書が送付された個人から連絡があり、調査したところ、誤った住所で219名分の証明書を作成し、発送していたことを確認したため、郵便局に対し、発送した219通の返還請 	

求を行いました。

- 併せて郵便の発送状況をインターネットで追跡し、既に配達済みであった9通については、配達先を訪問し、全ての証明書を回収しましたが、内1通は開封済みで、結果1名分の要配慮個人情報を含む個人情報が流出してしまいました。
- 当該個人に対しては、電話で事情説明をし、謝罪をしました。
- 全219名の正しい証明書を作成し、再度発送しました。

③今後の防止策

- 人材派遣会社及び派遣職員に対し、業務実施前に改めて作業手順の確認・徹底を図りました。
- 誤った作業手順で作業されてしまう可能性も念頭に、証明書作成時、起案時、決裁時、発送時等各段階での複数人によるチェックを徹底しています。
- 本庁担当課及び同業務を担当している県内各保健所に情報提供し、注意喚起しました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
吉原林間学園	令和5年2月24日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	不適切な個人情報の取扱い及び流出
3 内容	吉原林間学園は、静岡県情報セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。 流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。
【措置の内容】	
週休日に業務を進めるため、職場のパソコンから自宅のパソコンに心理検査報告書データを送信する際、誤ったメールアドレスに送付したことにより、個人情報が流出しました。 流出判明後、直ちに主管課のこども家庭課へ報告し、誤送信先の31者に謝罪とメール削除の依頼を行い、31者全てに削除していただいたことを確認しました。併せて、当該児童の保護者へ電話連絡した上で、家庭訪問をして概要説明と謝罪を行い、御理解をいただきました。 本件を受けて、令和4年11月16日（水）に園内役付け会議を開催し、二度と同様な事案が発生しないように、情報セキュリティ対策基準に基づく慎重な個人情報の取り扱いを改めて職員に周知徹底するよう、園長から各課長及び班長に対して注意を行いました。 また、各課・班にて情報セキュリティ研修を実施し、庁外で情報処理業務を行う場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ることや、個人情報を含む内容は私物パソコンを使用して情報処理してはならないことを確認するなど、再発防止の徹底を図りました。 今後もこのような取組を継続的に行い、個人情報の適切な管理について職員の意識を高め、同様な事案が再発しないよう徹底します。	

ウ 経済産業部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
農林技術研究所森林・林業研究センター	令和5年2月24日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い</p> <p>3 内容 農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。</p> <p>無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、農林水産大臣の登録を受けていない農薬を研究目的で使用して得られた収穫物を販売、譲渡してはいけないところ、農林技術研究所森林・林業研究センター研究員にその認識が不足していたことによるものです。</p> <p>このため、事案の発生後速やかに、西部農林事務所と共催で、農林技術研究所森林・林業研究センター及び育種場業務に携わる西部農林事務所森林整備課の職員、育種場管理運営受注者等を対象に、農薬の適正使用に係る知識を習得するための研修会を実施しました。</p> <p>また、農薬使用管理マニュアル及び農薬等を使用して得られた収穫物等の取扱マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた管理を徹底しています。</p> <p>さらに、西部農林事務所の育種場を使った研究では、専用のビニールハウスを借り受け、生産の場から隔離することで、研究で得られた収穫物が育種場の生産物に混入しないための管理を徹底しています。</p> <p>今後は、これらの対応に加え、無登録農薬等を使用する研究課題の決定の際は、必要に応じて関係機関に照会するとともに、年度当初に開催する所内検討会で成果物の譲渡の可能性がないことを審査するよう改善し、再発防止を図っていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
畜産技術研究所	令和4年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 生乳の誤廃棄（同種事案の再発）</p> <p>3 内容 畜産技術研究所は、令和4年1月19日に、職員が集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことに気が付かず乳牛の搾乳作業を行い、搾乳した生乳約800kg（7万8千円相当）を貯乳できずに廃棄してしまった。同所においては、前回の監査で同種の事案が発生したことから「注意」として監査結果を出して再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びつかなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>前回の同種事案は、集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続せずに搾乳を行ったために生乳を誤廃棄したものであり、再発防止策として貯乳タンクにパイプラインが接続されていない状態では操作盤の搾乳スイッチが入らないよう設備改修工事を行うこととしていました。</p> <p>本事案は、この改修工事の直前に発生したものであり、職員の確認不足のため集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことによるものです。</p> <p>改修工事（令和4年1月25日）では、これらの配管接続ミスによる生乳の誤廃棄が物理的に発生しないよう対策を講じました。また、貯乳タンクの接続口及びパイプラインの側面に青色の、排水管の接続口とパイプラインの側面に赤色の表示を施すことで接続状況を認識しやすくしたほか、搾乳に従事する職員に二人一組で指差し呼称での接続確認を徹底することとしました。</p> <p>今後も、全職員に対し、コンプライアンスの遵守と各々の作業の的確な実施について注意喚起を行い、適正な業務の執行に努めます。</p>	

エ 交通基盤部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田土木事務所	令和5年3月24日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事等における不適切な事務処理</p> <p>3 内容 下田土木事務所は、平成29年度及び30年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計1,216万円を過大に支出した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 事案発生の原因</p> <p>工事担当者は、担当工事の予算が余る場合、本来は12月までに本庁所管課に報告すべきところを1月に入ってから把握に至りました。この際、担当者は「予算を余らせてはいけない」「上司に迷惑をかけたくない」という思いから、設計積算システムで作成する設計書類について、予算を余らせないように過大に積算して作成しました。</p> <p>また、過大に積算して作成した金入り設計書と同時に自動で作成される金抜き設計書（PDFファイル）を現場の実態に合わせた本来の数量に改ざんした後、契約書類にはこの改ざんした金抜き設計書を添付しました。</p> <p>本来、契約の際には、契約事務担当の総務課建設業班を通すべきところ、自らが直接受注者に依頼し、契約変更をしたことにより、虚偽の設計変更を防ぐことができませんでした。</p> <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 過大に支出した工事請負費、委託費については、事業者の説明し全額返納していただきました。 令和3年12月から、設計変更書類は、契約前の差替えなどを防止するため、決裁後に契約事務の担当である総務課建設業班が厳重に管理することとしました。さらに工事担当者が契約内容に関し、直接受注者に連絡することを禁じ、受注者との契約事務に関する連絡、調整を建設業班で一元的に行うこととしました。 同じく令和3年12月から、設計書及び支出負担行為の変更に添付される「会計事務チェックリスト」に設計書のシリアルナンバーの記載欄を2箇所設け、企画検査課と総務課建設業班それぞれで記載し、書類の改ざんや取り違いを防止することとしました。 令和5年4月21日までに全職員に対して、二度とこのような事案を発生させないために、事務所独自のコンプライアンスリレー研修を実施し、事案発生の詳細から対応策の概要、予算執行上の留意点、契約に関する留意すべき点などを指導しました。 （所長⇒管理職＋各課長、管理職＋各課長⇒課員、会計年度職員） <p>③ 今後の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、風通しの良い職場環境を整えるよう、より一層の声かけや職員が気軽に上司に意見・相談ができる体制を整えていきます。 設計書のチェックに関しては、まず班内、次に課内、事業担当課、総務課建設業班の順で、今まで以上に注意しながら確認していくことを課長会議で周知し、実施していきます。 入札前、設計変更契約書類など定期的に管理状態を確認していくことを周知し、実施していきます。 	

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松土木事務所	令和4年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事の不適切な契約手続</p> <p>3 内容 浜松土木事務所は、令和4年度に工事の入札を執行した制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準を明示していなかったにもかかわらず、随意契約に移行し契約を締結した。さらに、最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴して、契約を締結していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準の記載がなく、随意契約へ移行できなかったにもかかわらず、担当者及び上司がそれに気付かずに随意契約に移行してしまったこと、さらに、基準では最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、担当者が判断を誤り、上司が誤りに気が付かなかったことから、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴し、本来の落札候補者ではなかった者と随意契約を締結したものであります。</p> <p>再発防止策として、①入札公告の決裁時のチェックリストに随意契約移行基準の記載の確認を追加、②入札手続き及び判断を誤らないよう、入札手続き及びその根拠等を記載した入札マニュアルを新たに作成し上司と担当者が共有することにより、同様の誤りが発生しないよう早急に取り組みました。</p> <p>今後は、上司及び担当者によるチェックの徹底を図り、適正な入札手続きの執行に努めます。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
					30	定期監査	469	152	227		6	13
	随時監査	22	12	12			6	6		1	3	4
	財援団体等	45	13	16	1			1	4			4
	計	536	177	255	1	6	19	26	10	10	36	56
元	定期監査	467	138	198	2	3	15	20	6	12	35	53
	随時監査	22	7	7			3	3		1		1
	財援団体等	42	8	14				0	2			2
	計	531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56
2	定期監査	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46
	随時監査	29	2	2	1			1	1			1
	臨時監査	2	1	1			1	1				0
	財援団体等	41	3	3				0	3			3
	計	540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50
3	定期監査	476	49	47	2		3	5	11		9	20
	随時監査	22	0	0				0				0
	臨時監査	3	3	3			2	2				0
	財援団体等	43	2	2	2			2				0
	計	544	54	52	4	0	5	9	11	0	9	20
4	定期監査	476	51	53	3	1	6	10	6	4	12	22
	随時監査	22	1	1				0				0
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	44	0	0				0				0
	計	542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22

指摘等件数内訳

指導（注）				意見				指導（検討）（注）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
49	36	47	132			21	21		1	6	7	55	52	120	227
	2		2				0				0	0	3	9	12
10			10				0	1			1	16	0	0	16
59	38	47	144	0	0	21	21	1	1	6	8	71	55	129	255
42	20	45	107			18	18				0	50	35	113	198
	3		3				0				0	0	4	3	7
11			11				0	1			1	14	0	0	14
53	23	45	121	0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219
				5		19	24					32	18	29	79
							0					2	0	0	2
							0					0	0	1	1
							0					3	0	0	3
				5	0	19	24					37	18	30	85
						22	22					13	0	34	47
							0					0	0	0	0
						1	1					0	0	3	3
							0					2	0	0	2
				0	0	23	23					15	0	37	52
						21	21					9	5	39	53
					1		1					0	1	0	1
							0					0	0	0	0
							0					0	0	0	0
				0	1	21	22					9	6	39	54

（注）注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導（検討）」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として、監査結果と区分しています。なお、令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件（令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件）です。

(2) 部局別内訳

部局	年度	30						元					
	区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計
知事部局	知事直轄組織		1	2	1	1	5		1	2			3
	危機管理部	1	1	3	2		7			2	1		3
	経営管理部			5		2	7		4	3	1		8
	くらし・環境部			2	2		4			1	3		4
	スポーツ・文化観光部 (文化・観光部) (注2)			2	4	1	7	1	1	1	2		5
	健康福祉部	2	5	9	3		19	3		11	2		16
	経済産業部	1	6	26	3		36	2	7	18	2		29
	交通基盤部	6	10	27	4	1	48	6	9	24	4		43
	出納局		1	1			2	1					1
	小計	10	24	77	19	5	135	13	22	62	15	0	112
企業局		3	5			8	1	2	1			4	
がんセンター局		2				2		1				1	
議会事務局						0						0	
各種委員会事務局	1					1						0	
教育委員会事務局、教育機関	8	17	37	2	2	66	5	25	33	3		66	
警察本部、警察署		2	13			15	1	3	11			15	
計	19	48	132	21	7	227	20	53	107	18	0	198	
随時監査	6	4	2			12	3	1	3			7	
臨時監査(注3)													
財政的援助団体等	1	4	10		1	16		2	11		1	14	
合計	26	56	144	21	8	255	23	56	121	18	1	219	

(注)

- 1 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として監査結果と区分しています。なお、令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件(令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件)です。
- 2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。
- 3 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

2				3				4			
指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計
	1		1		1		1		2	2	4
1		2	3		1	2	3			2	2
1	2	3	6	1	1	1	3	1	2	1	4
		3	3			3	3			1	1
	4	2	6		1	2	3		2	1	3
	2	2	4	1	3	4	8	5		3	8
1	4	3	8	1	6	4	11	2	4	3	9
2	22	4	28	1	4	3	8	2	6	3	11
	1	1	2				0				0
5	36	20	61	4	17	19	40	10	16	16	42
			0				0				0
	1		1				0				0
			0				0				0
			0		1		1				0
3	8	4	15	1	2	3	6		5	5	10
1	1		2				0		1		1
9	46	24	79	5	20	22	47	10	22	21	53
1	1		2				0			1	1
1			1	2		1	3				0
	3		3	2			2				0
11	50	24	85	9	20	23	52	10	22	22	54

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和4年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	4年度 実施率 B/A	(参考) 3年度 実施率
定期 監査	本 庁	222	109	49.1%	53.4%
	出先機関	254	127	50.0%	45.9%
小 計		476	236	49.6%	49.4%
財援団体等 の監査		44	30	68.2%	62.8%
計		520	266	51.2%	50.5%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	2会計	—	—

2 令和4年度の指摘等の状況

指摘等の件数 A	アウトソーシング による指摘等件数 B	4年度 実施率 B/A	(参考) 3年度 実施率
139	9	6.5%	12.8%

(注)

定期監査、財政的援助団体等の監査による件数で、監査結果のほか監査委員事務局長指導事項の件数を含みます。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和4年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

<令和4年度の実績>

項目	内容
外部監査人	公認会計士 加山 秀剛
補助者	5名（公認会計士4名、弁護士1名）
テーマ	産業の振興に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>わが国の地方自治体に共通する行政上の最大かつ根源的な課題は、「人口減少・少子高齢化」であると考えられる。これは、静岡県も例外ではなく、県の「新ビジョン（総合計画）」の中にも、最大の課題は人口減少への対応であると明確に示されている。</p> <p>地方自治体の人口減少への対策には、「人口を増やす・減らさないための対策」と「人口が減ったとしても、その状況に適応し、必要な行政サービスを維持するための対策」の2つの方向性が考えられる。一県民、一市民の感覚としては、日常生活により密接している市町に対しては、どちらかと言えば、後者である守りの対策を期待する一方、県に対しては、市町の枠組みを超えたより広範囲でダイナミックな前者の攻めの対策を期待したいという思いから、静岡県における人口を増やす・減らさないための対策としての取り組みにフォーカスしたい。</p> <p>人口を増やす・減らさないための対策には、産業振興、住みやすいまちづくり、子育て支援など、様々なものが考えられるが、現在、静岡県では人口減少が加速化している傾向にあることを踏まえれば、できるだけ直接的で即効性のある対策が強く求められる。人が生きていくためには、まず生活の糧を得なければいけない、そのための働く場所や機会を作り出すこと、つまり、産業振興が、最も直接的な人口減少抑制対策になるのではないかと考え、既存の産業を強化し、成果を獲得していくための取り組みを中心とした産業振興に関する施策を特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	<p>上記のテーマの選定理由の考え方に沿って、産業振興に関する施策の中でも、加速化している人口減少に対して、より直接的で即効性のある効果を期待されるような事業にフォーカスするため、基盤整備的な事業や未来投資的な事業ではなく、産業の成長・発展・強化を直接的に支援していくような事業に絞り込んでいる。</p> <p>また、産業振興に関する諸施策は、国、市町、各種関係機関等と連携して</p>

推進されるが、できるだけ、県が主体的・主導的に実施している事業に絞り込んでいる。

(単位:千円)

No	事業名	担当課名	令和3年度 当初予算額
01	マリンバイオ産業振興事業費	産業イノベーション推進課	426,000
02	県産品輸出促進機能形成事業費	マーケティング課	44,640
03	県産品輸出促進事業費	マーケティング課	250,873
04	農芸品供給拡大緊急対策事業費	マーケティング課 農芸振興課	155,000
05	新たな地域経済圏における販路開拓事業費	マーケティング課	41,000
06	中小企業IoT活用促進事業費	産業イノベーション推進課	54,200
07	ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	新産業集積課	51,700
08	EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	新産業集積課	327,000
09	フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業費	新産業集積課	297,100
10	ファルマバレープロジェクト推進事業費	新産業集積課	249,200
11	フォトンバレープロジェクト推進事業費	新産業集積課	101,520
12	新成長産業戦略的育成事業費助成	新産業集積課	189,000
13	先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	新産業集積課	275,000
14	静岡型航空産業育成事業費助成	新産業集積課	53,500
15	医療機器産業基盤強化推進事業費助成	新産業集積課	262,500
16	畜産振興対策事業費助成	畜産振興課	53,743
17	豚熱防疫体制強化事業費	畜産振興課	288,440
18	豚熱ワクチン接種防疫体制事業費	畜産振興課	77,300
19	農業振興資金利子補給金	農業ビジネス課	87,700
20	ChaOIプロジェクト推進事業費	お茶振興課	175,000
21	農業関係団体事業費助成	食と農の振興課 ほか	79,085
22	農芸品品質管理高度化促進事業費助成	農芸振興課	250,000
23	先端農業プロジェクト推進事業費	農業戦略課先端農業推進室	204,200
24	先端農業技術開発促進事業費	農業戦略課先端農業推進室	37,306
25	小中学校花いっぱい提供事業費	農芸振興課	40,000
26	荒廃農地再生・集積促進事業費助成	農業ビジネス課	30,000
27	漁業用公共無線委託費	水産資源課	30,613

	28	駿河湾深層水综合利用促進事業費	水産振興課	30,131
	29	水産業振興資金利子補給金	水産振興課	139,100
	30	県単独水産業振興事業費助成	水産振興課 水産資源課	88,417
	31	水産イノベーション推進事業費助成	水産振興課	60,000
	32	商工業関係団体事業費助成	商工振興課 経営支援課、 地域産業課	34,440
	33	静岡発ベンチャー発掘・育成事業費	商工振興課	40,000
	34	地域創業支援事業費助成	商工振興課	104,000
	35	中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成	商工振興課	410,000
	36	新規産業立地事業費助成	企業立地推進課	5,300,000
	37	地域産業立地事業費助成	企業立地推進課	2,000,000
	38	工業用地安定供給促進事業費助成	企業立地推進課	101,300
	39	中小企業向制度融資促進費助成	商工金融課	17,076,754
	40	産業成長促進費助成	商工金融課	49,554
	41	信用保証協会新規創業支援事業費助成	商工金融課	49,500
	42	小規模事業経営支援事業費助成	経営支援課	2,456,700
	43	中小企業連携組織対策事業費助成	経営支援課	229,200
	44	経営革新計画促進事業費助成	経営支援課	383,000
	45	中小企業支援センター事業費	経営支援課	50,500
	46	小規模企業経営力向上支援事業費助成	経営支援課	349,000
	47	中小企業等専門家派遣事業費	経営支援課	100,000
	48	下請振興等事業費助成	地域産業課	62,300
	49	住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	林業振興課	216,800
	50	間伐材搬出奨励事業費助成	森林整備課	113,000
	51	しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	森林整備課	35,000
	52	森林認証材供給基盤整備事業費助成	森林整備課	368,000
	53	地域企業人材確保事業費	労働雇用政策課	87,755
監査対象期間	原則として令和3年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）			
監査実施期間	令和4年6月20日から令和5年3月31日まで			

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和5年3月31日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

令和4年度の監査結果において「指摘」とされた項目及び「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

区分	項目	内 容
指摘	補助金交付確定書の交付について	事業メニューのうち、「園芸生産関係団体事業費助成」では、静岡県野菜振興協会と静岡県花卉園芸組合連合会の2つの組織に対して補助金を交付しているが、この両組織に対して補助金交付確定通知書が交付されていなかったことを検出した。 交付要綱には、補助事業者は補助金交付確定通知書を受領した日から10日を経過した日までに請求書を提出することになっており、必要な手続きが漏れていたことになる。今後は交付要綱に従い、確実に適正な事務処理を行うことが求められる。
指摘	補助金交付要綱の記載について	補助金の交付要綱では、補助率(額)は1団体当たり1,000千円を限度とされている。一方で、実務上この限度額は申請案件(事業案件)ごとの適用となっており、複数の申請を合算すると1,000千円を超えて交付を受けている団体が見受けられた。 この点については、申請者の誤解を防ぐためにも、申請開始時の周知や要綱の書き換え等の対応が必要になると考える。
指摘	交付金額の根拠資料の作成・保存について	地域産業課所管の静岡県建具工業組合に対する補助金は、経費区分の内容で当事業ともう1つ別の事業があり合算して交付しているが、令和3年度の実績報告において計画の変更がされているにもかかわらず、それぞれの交付額の計算の見直しをどのように行ったかを示す資料が確認できなかった。 2つの事業への交付額はそれぞれ少額であり、2つの事業があること自体が事務手続上の非効率に思えるが、事業が別である以上、2つの事業の交付額の計算根拠を明確に残す必要がある。

区分	項目	内 容
意見	成果指標と活動指標について	<p>新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標は、現状や課題の分析から県が目指すべき姿を考え、それを実現するための施策の具体的な成果や活動を示すものとして設定されている。</p> <p>しかし、一つの施策に複数の事業がぶら下がっているものも多く、新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が、必ずしも、一つ一つの実施事業を評価するための指標として適しているとは言えない。</p> <p>個々の事業を適切に評価するためには、事業単位で定量的・直接的な指標を設定すべきである。</p>
意見	チェックリストの活用について	<p>事業者等に対して補助金を交付する事業では、交付された補助金が事業者等によって適切に活用されているかどうかを確認することが重要であるが、確認すべき内容を漏らさないためには、チェックリストの活用が有効である。</p> <p>今回の監査対象事業の中で、既にチェックリストを活用していた事業もあったが、課内で一定の条件に該当する事業に対して一律に導入するような運用が行われているわけではなく、事業の担当者が交替した時に異動前の部署で使っていたものを取り入れた、といったような属人的な導入・運用が多かった。</p> <p>特に金額的重要性の高い案件については、チェックリストの活用を全庁的に横展開していくことを検討すべきである。</p>
意見	国の補助制度の活用について	<p>事業No.30（県単独水産業振興事業費助成）において、2つある事業メニューのうち、水産資源課所管の「静岡県漁業無線局整備事業費助成」では、漁業無線局施設の整備に、一見、漁業とは関係がなさそうな防衛省の「チャーリー水域等周辺漁業用施設（漁業用無線）設置助成事業」を活用することを県（担当課）が静岡県無線漁業協同組合に提案し、水産庁よりも高い補助を受けることに成功している。これは、国の補助制度をうまく活用した好事例と言える。</p> <p>民間企業の中には、自社に使える補助金を各方面から見つけ出す担当者を置いている会社があるが、県・経済産業部などにも国の補助制度を研究し、庁内の担当部署や、県内の民間企業や関係機</p> <p>関に情報発信する担当者を設置するような取組を検討しても良いのではないかと思われる。</p>

区分	項目	内 容
意見	間接経費の管理方法について	<p>事業の支出額には、事業に固有に発生する直接経費と部門内で共通的に発生する間接経費がある。</p> <p>国からの補助事業については、その事業に要した経費を厳密に集計する必要がある一方で、県単独の事業については、手間をかけて間接経費を事業単位に厳密に配分しても、それによって得られる成果は少なく、逆に、事業固有の予実管理が曖昧になるという問題を生んでいる。</p> <p>根本的には、部門全体の間接経費は個別の事業とは別にまとめて管理し、個別の事業に対しては事業固有の直接経費だけを集計するような管理方法に変えるのが望ましいが、これは全庁的に見直す必要がある。</p> <p>一方、各所管課は、現状の枠組の中では、経費の事業別配賦計算資料において直接経費と間接経費を明確に区分した上で、間接経費は、関連性の強い事業にできるだけまとめて配賦し、複数の事業に細かく配分しないようにするなどの対応を検討すべきである。</p>

4 年度別の実施状況

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
契約の締結	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
契約の金額	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左	加山 秀剛
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左	焼津市
テーマ	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	産業振興に関する施策の財務事務の執行について
補助者 (人数)	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人	5人
公認会計士	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人	4人
弁護士	—	—	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23	R5.3.23
結果の公表 (公告日)	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1	R5.3.31
措置の公表 (公告日)	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4.10.18	R5.10.20

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

●静岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

●監査委員事務局のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

令和元年度までの監査結果の指摘等の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導 (検討)	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「指導」、「指導(検討)」は、件数のみ公表しています。

令和4年度版監査年報

令和6年3月 発行

静岡県監査委員事務局監査課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電 話 054-221-2927
e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。